

第 83 回（平成 30 年 3 月）

浜 田 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会
定 例 会 会 議 録

浜 田 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会

第 83 回（平成 30 年 3 月）浜田地区広域行政組合議会定例会会議録

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 29 日（木）午前 9 時 58 分 開会
2 場 所 浜田市役所 5 階 浜田市議会全員協議会室

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について
第 3 平成 30 年度運営方針
第 4 管理者提出議案一括上程、提案説明
- 議案第 1 号 浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号 浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
議案第 3 号 浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号 浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号 浜田地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号 平成 29 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 7 号 平成 29 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計予算
議案第 9 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 第 5 一般質問
1 4 番 多田 伸治
1 介護保険について
(1) 介護保険料について
(2) 待機者について
(3) 介護事業所と介護職員について

(4) 介護認定について

2 5 番 小川 稔宏

1 広域連携事業について

(1) 広域連携事業の評価と検証について

2 介護保険事業について

(1) トリプル計画・ダブル改定が介護保険事業運営に与える影響について

(2) 第 7 期介護保険料月額基準額について

(3) 要介護認定者率等の分析と対策について

(4) 介護サービスの質の維持・向上のための取組について

(5) 認知症施策の推進体制について

3 可燃ごみ処理事業について

(1) 廃プラの焼却処理開始と一般廃棄物処理基本計画との整合性について

管理者提出議案（質疑・討論・採決）

- 第 6 議案第 1 号 浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 2 号 浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 3 号 浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 4 号 浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 5 号 浜田地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 6 号 平成 29 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算(第 4 号)
- 第 12 議案第 7 号 平成 29 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 13 議案第 8 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計予算
- 第 14 議案第 9 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計予算

本日の会議に付した事件

- 議案第 1 号 浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 3 号 浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 浜田地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 平成 29 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 7 号 平成 29 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 8 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 9 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計予算

会 議

午前 9 時 58 分開会

議長（牛尾昭議長） おはようございます。若干早うございますが、全員お揃いでございますので開会をしたいと思います。

本日は大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

これより第 83 回浜田地区広域行政組合議会定例会を開催いたします。

ただ今の出席議員は 10 名で、議会は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、朗読は省略いたします。

議長（牛尾昭議長） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、議長において指名いたします。

3 番、田中利徳議員、5 番、小川稔宏議員のお二人をお願いいたします。

議長（牛尾昭議長） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

議長（牛尾昭議長） 日程第 3、平成 30 年度運営方針であります。

管理者より、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（久保田管理者） みなさんおはようございます。

第 83 回浜田地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、平成 30 年度の当初予算をはじめとする諸議案の説明に先立ちまして、今後の浜田地区広域行政組合運営の基本的な方針を申し述べ、議員ならびに圏域住民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国におきましては、一億総活躍社会の実現に向けまして、政府をあげて取り組んでおり、また本組合の関係市におきましても総合戦略のもと、人口減少対策や地方創生の取り組みを進めているところであります。

本組合は地方自治法に基づき、関係市の事務の一部を共同処理するために設置されており、その事務は規約において広域連携事業、介護保険事業、可燃ごみ処理事業の 3 つを行うこととされております。すでに超高齢社会を迎えている本圏域にお

きましても、人口減少や超高齢化の問題は浜田地区広域行政組合が共同処理している事務に深く関係がありますので、関係市の対応や国・県の動向を重視し、情報共有を密にして迅速・的確な事業推進を図ってまいります。

続きまして、本組合が共同処理する事務について、平成 30 年度の各事業の基本方針を申し上げます。

まず、広域連携事業についてであります。

浜田地区広域連携推進事業は島根県からの補助金を原資として基金を造成し、平成 24 年度から 10 年間の計画で事業を実施しており、6 年を経過いたしました。関係市と協議、連携しながら基金を有効活用し、効率的な事業の推進に努めてまいります。

子ども交流事業は、共同学習の場として定着しております。引き続き圏域の住民、教育機関、様々な団体や関係市との連携により実施してまいります。

広域観光推進事業につきましては、事業の重点化を図り、関係市、また関係団体と協力しながら圏域の情報発信につとめてまいります。

人材育成事業といたしまして、圏域で働く介護職員の資格取得を支援することにより、介護職員の定着を図り、圏域の介護サービスの質の向上を目指して、介護人材キャリアアップ事業を引き続き実施してまいります。

圏域振興事業では、石州和紙の生産に携わる後継者の定住と技術の継承を図るため、石州和紙購入支援事業を引き続き実施いたします。

また、石州瓦振興事業として石州瓦製造業に対する支援とし、石州瓦工業組合が行う PR 活動に対する支援を行ってまいります。

次に介護保険事業についてであります。本圏域におきましては、総人口の減少とともに高齢化率が上昇し、平成 29 年 9 月末現在で 36.3 パーセントと全国平均に比べ、10 年先を走っている状況にあります。今後も上昇を続け、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、平成 37 年の高齢化率は 38.7 パーセントになると推計しております。

また、本圏域の要介護認定者率は平成 29 年 3 月末時点で 24.0 パーセントと、県平均の 20.8 パーセントと比べ非常に高くなっております。

このような中、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の計画期間とする第 7 期介護保険事業計画を策定いたしました。この計画では特別養護老人ホームの待機者数が減少している実態を踏まえ、特別養護老人ホームをはじめとする居住系の施設整備は行わず、在宅介護の推進に必要な小規模多機能型居宅介護、または看護小規模多機能型居宅介護一事業所を整備する予定としております。

また、介護保険給付費の伸びは、第 7 期計画期間中は微増にとどまる見込みですが、第 1 号被保険者の負担割合の増加と被保険者数の減少に伴い、介護保険料の引き上げは避けて通れません。保険料段階の見直しや、介護給付費準備基金の取り崩しにより、引き上げ率の抑制を図りましたが、第 7 期計画における介護保険料の月額基準額を、第 6 期と比べて 420 円、率にして 6.4 パーセント引き上げて 6,980 円といたしました。圏域住民の皆さまに負担増をお願いするのは大変心苦しいことではありますが、介護サービスの提供に必要な負担ですので、ご理解賜りますようお願い

いを申し上げます。

今後、介護保険料の上昇を抑制するためには、元気な高齢者を増やし、要介護認定率を下げる必要があります。介護予防、日常生活支援総合事業などの介護予防事業を関係市と連携を図りながら進めてまいります。

また、医療と介護の連携をより一層強化し、地域包括ケアシステムの進化を図り、介護が必要となっても出来るだけ住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護保険事業を推進してまいります。

次に 3 点目、可燃ごみ処理事業についてであります。

可燃ごみ処理施設、エコクリーンセンターは平成 18 年 12 月の稼働開始から 12 年目を迎えましたが、この間大きな事故や故障もなく、順調に稼働いたしております。

平成 29 年度は、平成 28 年度に行った廃プラスチック類の焼却試験の結果について、地元波子町住民の皆さまに報告し、廃プラスチック類を焼却処理することに対する了承をいただくことができました。

いよいよこの 4 月からごみの分別区分を変更し、焼却処理することとなりました。圏域住民の皆さまのごみ出しにかかる負担を軽減することが出来るものと考えております。

一方、エコクリーンセンターも経年劣化による設備の老朽化も各所に見て取れるようになりました。今後、改修も含め、どのように施設の管理運営を行っていけばよいのか検討する必要があります。

これにつきましては、検討委員会を設置し、色んな視点から比較検討を行い、今後の方向性を導き出すことといたしております。引き続き、エコクリーンセンターの安心安全な施設運営に努めてまいります。

以上、平成 30 年度浜田地区広域行政組合運営の基本的事項について申し上げます。これらの事業を具体的に進める平成 30 年度当初予算の一般会計の総額は 12 億 4,043 万 1,000 円で前年度当初予算と比べて金額で 956 万 3,000 円の増額となり、率にして 0.8 パーセントの伸びの予算となっております。

また、介護保険特別会計の予算総額につきましては、120 億 1,277 万円で前年度当初予算と比較して 2 億 2,788 万 5,000 円の増額、率にして 1.9 パーセントの伸びの予算となっております。

予算並びに諸議案の詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

今後とも、関係市と連携を図りながら、広域行政に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、一層のご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 日程第 4 管理者提出議案一括上程、提案説明であります。

議案第 1 号から第 9 号までを一括上程いたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（宇津事務局長） それでは、まず条例関係の議案から提案説明申し上げますが、その前に議案書 5 ページの議案第 2 号に提出の日付が空欄になっておりましたので、差替分をお手元にお配りしております。チェック不足でご迷惑をお掛けします。申し訳ございませんでした。

それではまず、議案第 1 号、浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書 2 ページをお開き下さい。また、提案条例説明資料及び新旧対照表をお配りしておりますので、併せてご覧願います。

説明は、説明資料により行いますので、説明資料の 1 ページをお開き願います。

今回の改正は、先般策定いたしました第 7 期介護保険事業計画に伴い平成 30 年度からの新たな介護保険料率を定めるため、所要の改正を行うものです。

続いて、改正の概要についてご説明いたします。

介護保険料の基準額、これは条例第 3 条第 1 項第 5 号の保険料の額ですが、それを現行の 78,720 円から 83,760 円へと、約 6.4 パーセント引き上げるものです。所得段階別の保険料は、説明資料 2 ページに一覧表を掲載しておりますので、この表により改正の内容についてご説明いたします。

まず、保険料の段階を、第 7 段階を二つに分けて 11 段階制を 12 段階制へと見直します。また、新しい第 8 段階より上の段階の保険料率を 0.2 から 0.3 引き上げ、最大保険料率を 2.5 といたします。

介護給付費の増額や第 1 号被保険者負担割合の増加、被保険者数の減少により介護保険料の引き上げが避けられない中、保険料段階の設定を見直すことにより基準額の引き上げ幅を抑えたものですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしております。

続きまして、議案第 2 号、浜田地区広域行政組合居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、ご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをお開き願います。併せて、提案条例説明資料の 3 ページをご覧ください。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで都道府県において制定していた指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等について、保険者が定める必要が生じたために、新たに制定するものです。指定居宅介護支援等とはケアプランを作成する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの事務所です。

以下、第 2 条で事業者は法人であること、第 3 条では事業において配慮すべき理念、第 4 条では利用者の数など 12 項目について概要を掲載しておりますが、これらの基準は現在国の基準に基づき定められた島根県の条例により適切な事業運営が確保されていることから、国の基準である省令のとおりとしております。

なお、附則といたしましてこの条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

続きまして、議案第 3 号から議案第 5 号は関連がありますのでまとめてご説明いたします。

第 3 号は介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所の、第 4 号はグループホームや小規模通所介護などの地域密着型サービス事業所の、第 5 号は同じく地域密着サービス事業所のうち介護予防のサービスを提供している事業所について、それぞれ人員、設備、運営等の基準を定めるために制定している条例です。改正の目的・理由につきましては、この度の制度改正に伴い、それぞれの基準を定める国の省令が改正されましたので、それに併せて各条例の改正を行うものです。

議案書の 22 ページをお開き下さい。併せて、提案条例説明資料の 5 ページをご覧ください。

議案第 3 号の条例の概要は、改正の概要は指定介護予防支援事業者の連携先として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者を追加するとともに、内容及び手続きの説明及び同意並びに指定介護予防支援の具体的取扱方針についての規定を追加するものです。

続いて議案書の 25 ページ及び提案条例説明資料の 6 ページをご覧ください。

議案第 4 号の条例の概要は、まず、介護医療院や共生型地域密着サービスが創設されたことに伴い、必要な文言や条文を追加いたします。また、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設に身体拘束等の適正化を図るために身体拘束等の適正化のための検討委員会の設置、同じく指針の整備、研修会の実施の措置を追加します。併せて小規模多機能型居宅介護のサテライト型の登録人員等の記載を追加する等となっています。

続いて、議案書の 36 ページ及び提案条例説明資料の 7 ページをご覧ください。

議案第 5 号の条例の概要は、議案第 4 号の条例と同様に介護医療院が創設されたことに伴う必要な文言と、身体拘束等の適正化のために講じる措置を追加します。併せて共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員等を改正する等となっています。

最後に、3 つの条例とも附則で平成 30 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

続いて予算関連の議案について提案説明いたします。

まず、議案第 6 号、平成 29 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 4 号についてであります。

議案書の 41 ページをお開き願います。

第 1 条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 696 万 7,000 円を減額し、補正後の予算総額を 12 億 2,448 万 6,000 円とするものでございます。

42 ページ、43 ページでは歳入歳出予算補正の各款及び項ごとの補正額を載せております。

また、お手元に配付している「3 月補正予算説明資料」の 2 ページ以降に、事業別の補正事項をまとめております。説明はこの資料により行いますので、予算書と

併せてご覧ください。

説明資料の 2 ページ、(1)の編成概要でございますが、今回の補正予算は、人件費、低所得者保険料軽減繰出金、委託料及び可燃ごみ処理手数料について決算見込みに伴う調整を行うものであり、(2)には、主な補正事項を記載しております。

それでは、(3)の一般会計補正予算により具体的な説明を行います。

説明資料 3 ページ、「イ 事業別の補正事項」により、歳出からご説明申し上げます。なお、事業費の読み上げは省略させていただきますので、資料によりご確認願います。

2 総務費は 39 万 1,000 円の増額で、整理番号 1 番の職員給与費の退職手当特別負担金の調整でございます。

3 民生費は 95 万 4,000 円の減額で、整理番号 2 番の低所得者保険料軽減事業の対象者確定に伴う繰出金の調整でございます。

4 衛生費は 640 万 4,000 円の減額で、整理番号 3 番のエコクリーンセンター管理運営費は、ごみ処理の実績等に基づく調整を行うものです。

戻りまして 2 ページをご覧ください。「ア 歳入歳出予算総括表」の歳入について、ご説明申し上げます。

2 使用料及び手数料から説明させていただきますが、これは、エコクリーンセンターへのごみ搬入量が減少したことに伴い可燃ごみ処理手数料を減額するものです。

3 国庫支出金、4 県支出金は、低所得者保険料軽減事業繰出金の減額に伴い減額するものです。

以上の結果、1 分担金及び負担金は、歳入歳出の減額に伴い、関係市負担金を、事業ごとの負担割合により算出し、125 万 1,000 円の減額としております。内訳は、説明資料欄記載のとおりであります。

続きまして、10 ページの関係市負担金一覧表、上段の一般会計 3 月補正の合計欄をご覧ください。

関係市負担金の補正額は、浜田市が 89 万 5,000 円、江津市が 35 万 6,000 円、それぞれ減額としております。

以上、一般会計補正予算についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の 44 ページ以降に、歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 7 号、平成 29 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

議案書の 57 ページをお開き願います。

第 1 条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 5,460 万 2,000 円を増額し、補正後の予算総額を 120 億 5,362 万 6,000 円とするものでございます。

58 ページ、59 ページでは歳入歳出予算補正の各款及び項ごとの補正額を載せております。

また、お手元に配付しています「3 月補正予算説明資料」の 4 ページ以降に事業別の補正事項をまとめております。説明はこの資料によりいたしますので、予算書

と併せてご覧願います。

説明資料の 4 ページ、(1)の編成概要でございますが、今回の補正予算は、決算を見込み、歳入歳出予算についての調整を行うもので、(2)には、主な補正事項を記載しております。

それでは、(3)の介護保険特別会計補正予算により具体的な説明を行います。

資料の 6 ページ、「イ 事業別の補正事項」により、歳出からご説明いたします。なお、事業費の読み上げについては省略させていただきますので、資料によりご確認願います。

1 総務費は 2,342 万 1,000 円の減額で、整理番号 1 番の介護保険事務費は、番号連携システムの費用が当初の見込みを下回ったことなどにより、また整理番号 2 番の事務所移転費は移転スケジュールの変更により、整理番号 3 番の連合会負担金は共同開発に係る介護保険システムの改修経費が当初の見込みを下回ったことなどにより、いずれも事業費が減額になることによる調整です。

2 保険給付費は、1 億 2,000 万円の増額で、整理番号 10 番施設介護サービス給付費を 1 億円、整理番号 11 番の介護予防サービス給付費を 2,000 万円、いずれも決算見込みにより調整するものです。

3 地域支援事業費は 1,000 万円の減額で、整理番号 12 番の第 1 号通所事業、これは介護予防・日常生活支援総合事業のうち、通所に係る事業費ですが、それを実績に伴い減額としております。

4 基金積立金は給付費の増加に伴い、整理番号 15 番の介護給付費準備基金積立金を 3,197 万 7,000 円の減額としております。

戻りまして 4 ページをご覧ください。

「ア 歳入歳出予算総括表」の歳入につきまして、ご説明いたします。

4 国庫支出金は 3,821 万 3,000 円の増額、6 県支出金は 2,688 万 9,000 円の増額、8 繰入金是一般会計から繰り入れる低所得者保険料軽減繰入金を 95 万 4,000 円の減額としており、それぞれ決算を見込んだ調整でございます。

以上の結果、2 分担金及び負担金は、歳出の増減に伴い、関係市負担金を事業ごとに負担割合を使って算出し、合計で 954 万 6,000 円の減額としております。なお、内訳は、説明欄に記載のとおりであります。

続きまして、10 ページの関係市負担金一覧表、中程の介護保険特別会計の 3 月補正の合計欄をご覧ください。

関係市負担金の補正額は、浜田市が 534 万 3,000 円、江津市が 420 万 3,000 円、それぞれ減額するものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げましたが、詳細については、議案書の 60 ページ以降に、歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 8 号、平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の 3 ページをご覧ください。表紙がピンクの厚い方の冊子です。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 12 億 4,043 万 1,000 円と

するものでございます。

第 2 条では、一時借入金の借入れの最高額を 2 億円と定めております。

次に、4 ページ、5 ページでは、歳入歳出予算の各款及び項ごとの予算額を載せております。

また、お手元に配付しております「平成 30 年度当初予算説明資料」に事業概要をまとめており、説明はこの資料により行いますので、予算書と併せてご覧ください。

説明資料の表紙の下段の予算総括表をご覧ください。

平成 30 年度一般会計の予算総額は、12 億 4,043 万 1,000 円で、前年度に比べて 956 万 3,000 円、0.8 パーセントの増額となっております。

次に、資料 5 ページの主要事業の概要により、歳出から主な事項をご説明いたします。なお、事業費の読み上げは省略させていただきますので、資料によりご確認願います。

まず、2 総務費は、6,529 万 5,000 円で、552 万 7,000 円の減額でございます。

一般管理費の主なものは、整理番号 3 の職員給与費が、広域プロパー職員の退職に伴い 1 人減って 1 人になったことと、退職手当組合特別負担金がなくなったため減額となっております。整理番号 4 番の事務局管理事務費もホームページの導入経費がなくなったため減額となっております。

6 ページの整理番号 7 番 派遣職員給与費等負担金は、関係市からの派遣職員の給与費等で、広域プロパー職員の退職に伴う増員を見込み増額してあります。

7 ページの整理番号 14 番 広域連携推進事業は、「浜田地区広域連携推進事業基金」を活用し、子ども交流事業、広域観光推進事業などを実施するもので、10 ページに事業計画を掲載しております。来年度からは事業の一部を見直したため、事業費が減額となっております。

7 ページに戻りまして、3 民生費は、2,022 万円で、介護保険の第 1 段階の被保険者の保険料を軽減する低所得者保険料軽減事業の繰出金で、一般会計から介護保険事業特別会計に繰り出します。

8 ページの 4 衛生費は、6 億 8,166 万 5,000 円で、1,537 万 2,000 円の増額となっております。

清掃総務費で主なものは、整理番号 18 番の職員給与費で、プロパー職員 1 人分の給与費等で、職員 1 人の退職により減額しています。減員分の 1 人は関係市からの派遣で補うこととし、整理番号 22 番の派遣職員給与費負担金を追加しております。整理番号 20 番の清掃総務事務費では、エコクリーンセンター長期運営計画に係る検討委員会を設置して検討するための委託料を増額しています。

塵芥処理費の整理番号 23 番のエコクリーンセンター管理運営費は、灯油やコークスの単価が上昇しているため増額しております。

9 ページの 5 公債費は 29 年度とほぼ同額となっております。

次に、歳入であります。戻りまして説明資料の 3 ページの 2 歳入の概要をご覧ください。

1 分担金及び負担金は、浜田市及び江津市からの負担金 11 億 1,298 万 7,000 円

で、1,626 万 6,000 円の増額となっております。

29 ページに、それぞれの負担金を載せておりますので、29 ページをご覧ください。上の一般会計の表の平成 30 年度の合計欄をご覧ください。浜田市は 8 億 2,915 万 1,000 円、江津市は 2 億 8,383 万 6,000 円となっております。

3 ページへお戻りください。

2 使用料及び手数料は、主にエコクリーンセンターの可燃ごみ処理手数料で、29 年度実績を参考に減額しております。

3 国庫支出金、4 県支出金は、民生費の低所得者保険料軽減事業によるもので第 1 段階の被保険者数から見込んでおります。

4 ページをお開きください。5 財産収入は、「浜田地区広域連携推進事業基金」の運用益です。6 繰入金は、広域連携推進事業の財源として、同基金から繰り入れるものであります。

8 諸収入は、エコクリーンセンターの発電収入や、スラグ・メタルの売払収入などであります。

28 ページには、当初予算一覧表と普通負担金負担割合一覧表を載せておりますので、ご参照ください。

以上、一般会計についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算書の 6 ページ以降に歳入歳出予算事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第 9 号、平成 30 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の 33 ページをお開き願います。

第 1 条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 120 億 1,277 万円とするものでございます。

第 2 条では、一時借入金の借り入れの最高額を 7 億円とし、第 3 条では、歳出予算の流用について定めております。

次に、34 ページ、35 ページでは歳入歳出予算の各款及び項ごとの予算額を載せております。

また、一般会計と同様にお手元に配付しております「平成 30 年度当初予算説明資料」によりご説明いたしますので、予算書と併せてご覧ください。

まず、説明資料の表紙の下段の予算総括表をご覧ください。

平成 30 年度介護保険特別会計の予算総額は、120 億 1,277 万円で、昨年度に比べ、2 億 2,788 万 5,000 円、1.9 パーセントの増額となっております。

それでは、資料 17 ページの「主要事業の概要」により、歳出から主な事項を説明いたします。

なお、今まで同様事業費の読み上げは省略させていただきますので、資料によりご確認願います。

1 総務費は、2 億 8,802 万 8,000 円で、1,502 万円の増額でございます。

整理番号 3 番の嘱託職員報酬等は平成 29 年度当初予算からは 1 人増員したため

増額となっているものです。

整理番号 4 番の介護保険事務費は、主に制度改正に伴うシステム改修委託業務にかかる経費の増により増額しております。

次に、18 ページをご覧ください。

整理番号 7 番の事務所移転費は、介護保険課を現在の浜田市総合福祉センターから旧浜田警察署の浜田市役所北分庁舎へ移転する費用で、備品購入費と移転費用を計上しております。

整理番号 8 番の連合会負担金は、島根県内の 9 保険者で共同開発し運用している介護保険システムを平成 30 年度の制度改正に対応させるための改修費等の経費を計上したため増額しております。

整理番号 13 番の計画策定委員会費は、第 7 期介護保険事業計画の策定が終了したことにより減額となっております。

次に 19 ページをご覧ください。2 保険給付費は、110 億とんで 67 万 1000 円で、7,008 万 2,000 円、0.6 パーセントの増額となっております。

整理番号 14 番 居宅介護サービス給付費は、訪問看護などのサービス費が増加しているため増額しております。

整理番号 16 番 地域密着型介護サービス給付費は平成 29 年度に新規開設を見込んでいた事業所が開設できなかったことなどにより減額しております。

20 ページの整理番号 21 番 居宅介護住宅改修費は、一時期増加傾向が見られましたが、現在は概ねこの予算額程度で推移しておりますので、実績見込みに合わせての減額です。

整理番号 22 番 居宅介護サービス計画給付費は、増加が見込まれるための増額です。

整理番号 24 番 介護予防サービス給付費は、居宅介護サービス給付費と同様に介護予防訪問看護などのサービスが増加しているため増額しております。

21 ページの整理番号 30 番 介護予防サービス計画給付費は、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことに伴い、通所サービス、訪問サービスのみを利用される場合、計画給付費は総合事業から支給されることになったための減額です。

整理番号 33 番 高額介護サービス費は、実績見込みに合わせて減額しております。

22 ページの整理番号 37 番 特定入所者介護サービス費も、対象施設が新規に開設されていないため、実績見込みに合わせて減額としております。

次に、23 ページをご覧ください。4 地域支援事業費は、6 億 8,571 万円で、1 億 848 万円、18.8 パーセントの増額となっております。

整理番号 42 番の介護予防・生活支援サービス事業委託費及び 24 ページの整理番号 47 番の包括的支援事業・任意事業費委託費は、それぞれ浜田市、江津市に委託する事業費であります。

23 ページに戻りまして、整理番号 43 番の第 1 号訪問事業、整理番号 44 番の第 1 号通所事業は、これまでの介護予防訪問サービス及び介護予防通所サービスでございます。平成 29 年度に浜田市は認定の更新を迎えた方から順次予防給付からこのサービスに移行したため、平成 30 年度は事業費が増額としております。

25 ページの 5 基金積立金は 3,435 万 7,000 円で、保険給付費に充てるため介護保険料を財源として積み立てるものです。

次に、歳入でございます。戻りまして 13 ページをご覧ください。

「2 歳入の概要」の、1 保険料は、保険料の改定に伴い 23 億 6,250 万 8,000 円で 2 億 3,216 万 5,000 円、約 11 パーセントの増額としております。

2 分担金及び負担金は、構成市からの負担金 17 億 6,103 万 4,000 円で、3,578 万 9,000 円の増額となっております。

29 ページに、それぞれの負担金を載せておりますので、29 ページの関係市負担金一覧表の中段、介護保険特別会計の表の平成 30 年度の合計欄をご覧ください。

浜田市は 11 億 7,932 万 3,000 円、江津市は 5 億 8,171 万 1,000 円となっております。

14 ページへお戻りください。

4 国庫支出金は、30 億 6,843 万 7,000 円で 771 万円の増額です。

5 支払基金交付金は、介護給付費のうち第 2 号被保険者の負担分を社会保険報酬支払基金から交付されるもので、30 億 878 万 4,000 円で 7,024 万 5,000 円の減額となっております。これは、第 2 号被保険者の負担割合が減ることに伴うものです。

6 県支出金は、17 億 1,245 万 3,000 円で 3,213 万 4,000 円の増額です。

15 ページの 8 繰入金は、平成 30 年度が計画の初年度にあたり介護給付費準備基金からの繰り入れを想定していないため、低所得者保険料軽減繰入金のみとなり、減額となっております。

資料の 28 ページには、当初予算一覧表と関係市負担割合一覧表を載せておりますので、ご参照ください。

以上、介護保険特別会計についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算書の 36 ページ以降に、歳入歳出予算事項別明細書、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 日程第 5 一般質問であります。

発言の順序はあらかじめ定められておりますので、順次発言を許可します。

4 番 多田伸治議員。

4 番（多田伸治議員） 日本共産党江津市議会議員 多田伸治です。

今回は介護保険について質問いたします。

まず、介護保険料について質問していきます。

この 4 月から介護保険料が値上げされるというような予算を載せているような提案をされておりますが、日本共産党江津市議会は今年 1 月に行った市民アンケートでは、介護保険料の引き下げを求める声が回答の 6 割に上っています。経済的に厳しいというようなことが窺われるんですが、被保険者の経済状況をどうゆうふうにとらえられているのか、伺います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 被保険者の詳細な経済状態の把握は困難ですが、第 1 号被保険者 28,874 人のうち、住民税が本人非課税である第 1 段階から第 5 段階の方が 18,723 人と約 65 パーセントを占めており、経済的にはあまり収入のない方が多いというふうな認識は持っております。

また、徴収の状況につきまして、収入未済となっている金額は全体の約 1 パーセントとなっております。未納となっております方につきましては訪問等により実際にお話しすることで納付相談を行っており、一括納付が困難な方については支払いが可能な範囲で分割納付していただくことで、未納額の減少に努めております。

保険料の減免につきましては、平成 29 年度中に 7 件の相談があり、そのうち実際に申請された方が 5 人で、全員が減免になっております。以上です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 詳細なところは分かっていないという話なんです、年金から保険料が天引きできない被保険者というのがどれくらい居るかってのは分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 介護保険料につきましては、支給される年金の額が年額で 18 万以上の方につきましては、原則として年金からの天引き、特別徴収になります。そうならない方がですね、全体の約 8 パーセント、2,400 人程度おられます。その多くの方は、65 歳到達あるいは転入又は保険料の額が年度途中で変わったことにより特別徴収にならない方ですが、そういった方についてはやがては特別徴収になります。年金の額が少なく特別徴収出来ない、年金の年額が 18 万未満の方が最近では約 600 人程度おられます。また、それとは別に年金を担保にして借り入れを行ったため、年金支給額が 18 万以下になるということで特別徴収にならない方も若干おられます。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 600 人程度という話なんです、これは増加したのか減少したのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 平成 18 年度に遺族年金や障害年金といった非課税年金も特別徴収になってからは、以前と比べると増えているようですが、近年は大体 600 人程度で推移しているようです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） それから滞納についてなんですが、先程1パーセントと
というような話がありました。1号被保険者の数からいけば大体280ぐらいというよ
うなことになりそうなんですが、このような数字なのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。お尋ねのとおりです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） それから、被保険者減免の対象者が、7件の相談があっ
て5人が減免になっていると言うんですが、これは増えとりますか、減とります
か。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 減免の申請をされる方についてもほぼ同じような人
数で推移しております。

なお、当組合におきましては、独自で収入が激減したりあるいは生活が困難な方
に対する減免制度を実施しておりますので、他の保険者に比べては多いものと思っ
ております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） 減免の話もあるんですが、年金から払えないって人が600
人いるということで、滞納が280人ということなんですが、これで一般的に
給料は上がっていないし、年金は下がるというような状況で物価が上がっている
という話もあります。市民の生活は苦しくなっても楽になるというような傾向がそ
うはありません。そのような状況で保険料を値上げすることになります。市民の生活
というものをどういうふうに考えられるか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） お尋ねのような傾向はあろうかと思いますが、ただ
年金の額については物価にスライドするような制度が出来てますんで、最近物価
があまり上がっていないことが年金の額が減ってることになってるんじゃないか
と思っております。

それから残念ながら介護保険料を支払っていただくことが出来ず、財産等を調査

しても払っていただくことが出来ない、差押え等も出来ないために不納欠損となる方の数もここ数年は 150 人から 200 人程度で推移しておりまして、生活が苦しい方はまだまだ多いというふうには思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 物価は変わっていないと、スライドでというような、スライドから見ると物価は変わっていないというような話なんです、先日江津市議会で情報交換会というようなものがありまして、学校給食費を今度値上げすると、そこは食材の高騰がというようなことが理由として挙げられております。そういう意味でいうともう食べるものというのは誰も買わんでいいというようなことはありませんし、そこを考えると物価が変わってないというようなことはちょっと認識として、全体としてはというのはあるかもしれませんが、生活していく上でのどうしても必要な部分というものは上がっているということを考えると、上げられると本当に払えないと、私も昨日ちょっとお話をした高齢の方がもう明日明後日何食べていこうかと、食べるもの買えないよというような話を、お金がないという話を伺いました。そういうところから、じゃあ上げられたとしてじゃあ市民は一体どこから払えばいいのか、無い袖は振れませんが、どういうふうにすればいいのかその辺を伺っていきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 先程ちょっと申しましたように、毎年介護保険料が滞納になっている方で、時効もきているしこれ以上引っ張っても納めていただける見込みのない方を不納欠損にするための審査会を開いておりまして、その中には、生活が非常に苦しいという方の状況も把握した上で判断するようにしております。また、現場の職員は滞納の方の納付の折渉を行う中で、被保険者の方の生活の状況等についても把握するように努めているところです。残念ながら、納めることが出来ない方につきましては、介護保険制度の中での解消は難しいと思いますので、それ以外の社会保障の制度の中での対応をしていくことになろうかと思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 不納欠損が前提でっていうような予算立てってのはおかしいと思うんです。そもそものところでやっぱり保険料を払えるものにして、みんな支えていくっていうのが必要なんじゃないかというところで、当初保険料の基準額っていうのは 7,000 円を超えるというような説明がされておりましたが、最終的に 6,980 円、7,000 円を切るというようなところまで抑えられています。こういう努力は評価できる部分なんです、先程少し管理者から基金を取り崩したなどの

説明がありました。この辺についてもう少し詳しく、この保険料抑制のための努力がどういうことがあったのかということをお伺いいたします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 第 1 号議案において、議員ご指摘のように保険料基準月額を 6,560 円から 6,980 円に改定する旨のお示しをしたところであります。

保険料を値上げせざるを得ない理由といたしましては、ひとつは介護給付費の増加、もうひとつは保険料を負担する側の事情のふたつがあらうと思います。

給付費の増加につきましては、平成 30 年度介護報酬改定によりプラス 0.54 パーセントの改定が行われたこと、また、来年 10 月からは消費税の増税が予定されていることから、どうしても増額するということが見込まれます。また、第 7 期計画では少しではありますが施設の整備をする予定ですし、また県外の介護療養病床で、当圏域の被保険者が入院しておられるところが新たに創設される介護医療院に転換する予定があるということも増加の要因となっております。

また、保険料を負担する側の事情といたしましては、第 1 号被保険者の給付費の負担割合が 22 パーセントから 23 パーセントに引き上げられること、また 1 号被保険者の数が減少に転ずると見込まれていることがあります。

以上の理由により、介護保険料の負担の増加は避けられないものと考えておりますが、第 6 期と同じような保険料段階の設定で基金も投入しないとすると、6,980 円と提案しました保険料の基準額は 7,204 円にまで上がっていたと思われまます。それを保険料段階を見直すことによって 187 円ほど、また基金を投入することにより、37 円ほど引き下げることができ、7,000 円をこらうじて切る 6,980 円に抑えるように努力しました。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 基金の取り崩しを、段階をとというような話なんですが、じゃあ先程から言うとおりとおり、被保険者の皆さんが大丈夫ですね、払えますねと言うような金額ではないというのがもうすでに意見として出ております。そういうものに対して、そういうところをちゃんと対応していかなければいけないという点では、先程基金の取り崩しの話がありました。なんですが、この 29 年度、今ですね、の最終的な基金の積立というのは 2,600 万円というのは先程の補正予算で出ております。30 年度の当初予算でも 3,400 万円の積立というようなことがされております。こういうものをきちっと保険料のところに基金の積立というものを必要な部分として考えとしてあるのかもしれませんが、こういうものを積立とする状況じゃないんじゃないかというようなことを考えたりもするんですが、そういう対応っていうのは出来ないものなんですか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 介護保険は制度上、3 年間で一つの事業計画として保険料を設定しております。今までもそうでしたが、これからはもう少しは介護給付費は年々増加していくと見込まれます。

保険料は 3 年間固定ですから、どうしても事業計画の最初の年はちょっと給付費に余りが出て、2 年目ぐらいでとんとんになって、3 年目は不足していることとなりますので、平成 30 年度事業計画の最初の年度においては保険料は多少基金に積立てて 2 年目で均衡して、3 年目に一旦無くなる部分を補うために活用するという制度設計になっておりますので、最初の年にはいくらかの額は積立てるようなことに予定しております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） でも 29 年度のこの最終的な補正予算では 2,600 万円というような額を積むこととなりますよね。その辺今の説明から言えば少しおかしんじゃないです。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 今年度については、国や県からの交付金が見込んでいたより多く貰えておまして、これをやがて精算する必要が生じます。それが決算が 9 月の議会で報告しますが、それに基づき精算したお金を今度来年度中に国や県に支払いをするということになりますので、今年度の決算で見ると足りなくなるんですが、年度内においてはとりあえず積立てておいて来年度支出するということになりまして、それが約 9,000 万円ほどになるろうと思っておりますので、現在基金が 1 億 7,600 万円ほどありますがそれが今年度末の決算をしたところでは 1 億円を切るような状況になるというふうなところです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 基金のどうこうという話だけでは、保険料の値上げは止められない部分もあります。そういう意味ではいろんなところに働きかける必要があります。両市だったり、国・県というようなことが必要だと思うんですが、その辺何かされることがありますか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 値上げしないための、やはりあの一番正しい方法としては介護予防を徹底して介護給付費を抑えていく、介護保険のお世話にならない人が、世話にならなければならぬ人が増えないような取組が一番だと思っております。

ます。

今おっしゃったのは国や両市へということですが、国の方からはですね、介護給付費のうち国が負担する 25 パーセントについて 20 パーセントほどの自治体も一律に 20 パーセントなんです、その残る 5 パーセントの部分が調整交付金として保険者ごとの、例えば高齢者に占める後期高齢者の割合ですとかによって調整されるようになっておりまして、その割合が今回の制度改正により浜田広域のような高齢者が多い、給付費の多い自治体には多少配慮されるようになるとは聞いております。

両市にということでしたら介護予防に協力して取り組んでいくということになるかと思いますが、もしご質問の内容が法定外の繰入を指しているのであれば、それは現行の制度では難しいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 国やら県への働きかけは何かされますか。されましたか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 広域として単独での働きかけということはありませんが、両市を通してとか市長会とかで働きかけた結果が、先程ご説明した調整交付金の率の見直しじゃないかというふうに思っております。

また、県については介護予防について介護だけではなくて医療等を含めた取組と一緒に連携して行っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 働きかけは結果がこうなんだという話なんです、被保険者、特に高齢の皆さんのところから言えば先程の経済状況も踏まえて全然足りないというところがあります。もっと強力で組合としても各自治体としてもそういうものを働きかけて、安心して介護にかかれるというような環境を作って頂きたいというふうに思います。

次いで、待機者について伺います。これまでも何度か待機者の状況を伺っていますが、現状どうなっているのか伺います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 11 月議会の全協でしたか、資料をお示ししましたけれども、浜田地区広域行政組合において平成 29 年 8 月に特別養護老人ホームとグループホームの入所者の調査を行いました。

まず特別養護老人ホームについては、入所申込者は延べ 2,146 人ありましたけれども、その中で死亡している方やすでに施設に入っておられる方を除いて、また重

複も除いた実入所申込者は 343 人、そのうちにすぐにでも入所が必要な緊急性のある方は 125 人という結果でした。

またグループホームについても同様に延べ 260 人の申込者のうち、実際の申込者数は 100 人、そのうち、緊急性のある状況の方は 35 人とどまりました。

次に県の高齢者福祉課では毎年 2 回特別養護老人ホームの入所申込者数の調査を行っておられて、その結果によりますと、当圏域の自宅からの特別養護老人ホームの待機者は平成 26 年 1 月の 650 人をピークに減少し続けて、直近の平成 29 年 7 月には半分以下の 313 人に半減しているところです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 緊急性の高いというようなものとか色々説明がありました。これはまあ以前説明していただいたことなのですが、これでじゃあ緊急性の高い方というのは 125 人と 35 人ですか。こういった方たちが待機ってどれぐらいしておられるのか、待機期間、大体平均でどれぐらいされとるかと言うところをお答えください。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 前回の全協の際にそのようなご指摘をいただきましたので、年が明けてからでしたが、いくつかの特別養護老人ホーム及びグループホームを訪問して、待機者の実態についてお話を伺ってきました。その結果、一番長い方は平成 20 年に申し込んでおられる方がおられるという施設がいくつかありましたので、そういう方については既にもう 10 年以上待っているということでした。

しかし、そうした方は申し込みをする際に緊急性といいますか、その状態を書いて申し込むようになってまして、それで各施設が点数をつけて何点以上の方を判定会にかけようということのようですが、なかなかそこにいくまでの点数がいかないという方として、実際順番になって次どうですかと話をしても断られる方が多いということでした。また逆に申し込んで 1 か月か 2 か月で入れる方も実際におられるということですので、単純に最長何年あるいは平均申込みしてから入るのが何年ということでは待機者の状況を判断するのは適切じゃないかなというふうに感じたところです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） そうは言っても以前の話で半年とか 8 か月ぐらい待つというような話もありました。それで話としてこれ施設整備の話をしていかなきゃいけないんですが、本当にこれで今度の計画で施設整備をしないというのは本当に現状に即したもののなのかというようなところも心配されます。この待機のところに関しては介護離職というものも絡んでおります。圏域内の介護離職の状況を把握さ

れておりますでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 介護離職、家族で介抱しておられる方が介護のためにやむを得ず仕事を辞めなければならない方というふうに理解しておりますが、その状況については、平成 28 年 11 月に浜田地区広域行政組合において、在宅で要支援、要介護の認定を受けている 65 歳以上の被保険者及び介護家族者を対象に行った在宅介護実態調査の中で調査しました。その結果は一部後ほどお配りする予定の第 7 期介護保険事業計画の資料編にも掲載しておりますが、それによりますと約 85 パーセントの方が介護のために仕事を辞めるといことはしていないと回答されましたが、約 4 パーセントの方が介護者が仕事をやめたという回答でした。

また、その状況についてより詳しく調べようと今年度、私どもの方でいくつかの居宅介護支援事業者のケアマネさんに介護離職の状態の聞き取りを行いました。ほとんどの介護者は離職はせずに、介護保険のサービスを上手に組み合わせて、仕事と介護を両立して生活しているとの回答でした。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 調査対象は何人で、その回答者がどれぐらいで、その介護のために仕事を辞めたってという方が何人だったのかというのを、人数をお願いします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 調査の対象者は 630 で、これは認定調査員が直接聞き取りをしたため、回答率は 100 パーセントでした。その中で 4 パーセントの方が辞めたということでしたので、20 数人になろうかと思えます。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） これを指してそのケアマネジャーからほとんど介護離職はないよというようなことになるんですかね。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。おっしゃるとおりで 4 パーセントの方が仕事を辞めているならば、ケアマネに聞けばそういう方は何人かはおられるだろうということでしたが、ケアマネが延べ 10 人位ですから、それぞれ 30 人程度の利用者を抱えておられますので、まあ 300 人位の方が対象となった聞き取りの中で、辞めら

れたという方はお2人でした。ですから仕事を辞めたという回答されたその内容がですね、介護離職に当たらないのではないかとというふうな私は感想を抱いております。というのが、ケアマネさんに聞いた中でも介護するために仕事を辞めたら食べていけなくなるから、むしろしっかり働いて介護の経費を稼がないといけないから辞めることはなかなか考えられないという回答が多かったようです。

それで私が思ったのは介護をするために辞めたんじゃないじゃなくて、介護が必要な方というのは70代とか80代の私どもで言うと親の世代にあたる方ですので、そういう方がたまたま調査の期間中に定年退職を迎えて退職したとかいう方も調査票から見るとそれに該当しますのでそういう方とか、あるいはこの圏域で一人で暮らしていたお年寄りが介護が必要になったので、この際最初からそういう予定があったような方ですね、それを機会に向こうの仕事を辞めてまあ定年も近いしこちらに帰ってきたという方が、あるいは夫婦で二人で暮らしていておばあさんがパートで働いていたけどおじいさんが世話かかるようになったからパートを辞めた、そういった方が今の4パーセント程の中にはおられるんじゃないかなというのが、私がケアマネから聞き取りを行った率直な感想です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） そうは言うても、今安倍政権一億総活躍というような話もしとります。まあ当然女性だけじゃなくて、高齢の皆さんも働ける人にはきちんと能力を生かして働いていただいて社会を支えていただく、というようなことが必要だと思うんです。そういう点では、やはり介護に手を取られるから仕事をしていないという方というのもおられるというのは、まあ認識としては少し違うかもしれませんが、おられるということがあります。

それから、明確に20数人というような方が介護離職をされとることには、やはり対応するような話をしなきゃいけないということは思われます。

それともう一つ伺っております。独居の高齢者で介護を受けられるような方、何かしら事故があったり、家の中でどうこうというようなもの、こういうものはどれくらいあるか把握されとりますか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 一つはですね、私どもが各介護サービスの事業所から介護サービスの提供に係る事故の報告を毎年受けておりまして、その状況を年度ごとにまとめておりますが、これはあくまで介護サービスの提供中ということですので、それ以外のものについては、事故については対象としているものではありませんが、その中では訪問介護や通所介護の事故もいくつかは報告があるところです。

それ以外の一般的な独居老人等の家庭の事故につきましては、中には痛ましい火災とか交通事故等の報道もありますが、地域包括ケアセンターにおいてもそういったところまでは具体的な把握はしていないというふうに聞いております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） はい。じゃあ待機されるところではどうでしょう。今の事故だったり何だったりというようなことはどうか、お答えください。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） その事故の報告を受けてる方が待機者かどうかというところまでの把握はしておりません。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） まあそういうところも把握していただきたいというのがまあ今後の課題になるんじゃないかというふうに思いますが、まあ計画では施設を整備されないとされとります。なんだけどこんだけの待機があってというのがね、やっぱり待たれとる方としてはどうしても入れる、いうのがありますし、どうせ待つんだったらもう少し増やせないかというふうになっていく、という点ではそういうね、市民の声もあります。そういうところをどういうふうに認識されとるんか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 私どもが行ったヒアリングの中で聞いた施設の意見を多少紹介させていただきますと、近頃は入所の案内をしても断る方が多く、入所したい方は探すのが大変で、なぜ入所申込をしているのかと思うことも多いですとか、交通やあるいは地理的な条件によって、なかなか空きが出て埋めることが出来ないといった事業所もあります。

ある事業所は、施設の稼働率は大体98パーセント位を目標にしてやっているのだけど、最近はなかなか98パーセントどころか96パーセントぐらいだという事業所もありました。そこは定員が50の事業所だったのですが、稼働率が98パーセントということは1つのベッドが一年中常に空いているという状況ですが、96パーセントになると2つのベッドが常に一年間を通して空いているという状況ですので、事業所によっては入所者の確保に、退所が出た場合に空きを埋めるのに苦労しているという実態もあるというふうに伺いました。

早ければ一か月、二か月で入れる方もいるということですので、各施設において適切な入所判定をして、待機者の中からでもより緊急性の高い方から入所者を確保するようにしておられるというふうに承知したところです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） じゃあ特養のところでも似たような状況なんですか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） あのすみません。今のは特養をヒアリングした結果です。

4番（多田伸治議員） 分かりました。

議長（牛尾昭議長） どうぞ。多田議員。

4番（多田伸治議員） じゃあ何で市民の皆さんはなかなか入れんよというような話になっとるんでしょう。その辺、いろいろ行政側と市民のところに認識のずれがあると思うんですよ。将来的にどこに入れるか、まあそれは入れんでというように話を当たり前市民の皆さんはされとります。その辺はどこに齟齬があつてそういう話になるのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 私もヒアリングを行うまでは、というか広域に来るまでは特養は非常に入りにくいもんだというふうな認識を持っていたわけですが、先程言いましたように施設の状況を伺っても、また統計的な自宅からの待機者の数を見ても減ってきている状況を見ると、そのところなかなか入れないもんだといった認識が広く市民の中に広がっているんじゃないかなというふうな今印象を持ったというか、そういうふうになんて認識が変わってきたところです。

パブリックコメントの際に説明会をするところに私も伺ったんですが、そこに来られた方がですね、ちょっとまあ知り合いの方だったんで、私を捕まえて「宇津さん、特養に親を入所申し込んだら一か月で入れた」なんて言われたんで、本人も本当なかなか入れないもんだと思っていたにも拘わらず、すぐ入れたということに驚いておられたようですので、私は最近状況が変わってきているんじゃないかなというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） では最初の話に戻るんですが、まず緊急性の高い方で125人の方が待っとられるのか、その辺もう一回ご説明ください。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） もちろん待機者がゼロになったというわけではあり

ませんでして、ただ入所者の方の中にはですね、一つは先程言いましたように地理的あるいは交通の便の条件で遠い所に入れなくてとか、あるいは特養の中にも、というか新しく出来る特養のユニット型と言いまして、個室が中心になっております。個室はそれまでの多床室、相部屋ですね大部屋、そこに比べると入居費等が高くなっておりますので、高い所には入れないという方もおられてなかなか空きが出てその施設に入れないという方がおられるという状況もあるということも伺っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） はい。まさにそこなんですよ、高いと。年金じゃ入れんよと。先ほど年金からの天引きも出来ないというような人が随分おられるという話もありました。そういうところをねやっぱりちゃんと対応していかなきゃいけないというのが介護保険、社会保障の大事なところではないでしょうか。

これをやるとね、保険料が上がるんだという話にすぐなってしまうんですが、どういった条件があれば保険料を上げずに施設整備が出来る可能性があるか、何か考えがありますか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 最初、前段で言われたことにつきましては、介護保険という社会保険制度の中で全て行っていくということに私は無理があるのではないかと思います。そうすると先ほども少し申しましたけれども介護保険だけではなくて、他の社会保障制度等の対応が必要となるのではないかと考えております。

施設整備を保険料を上げずにできるかということにつきまして、いろいろと難しい問題もあると思いますけど、建設に対する助成等もありますし、保険料を上げないということであれば、今、保険料と公費の負担が1対1、50パーセントずつになっているところの見直しをしていくということも必要と思いますが、もちろんそういったことは、1保険者等でできるものではないということをご理解ください。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） そんな難しい話では、ないんですよ。できるかどうかという難しいと思いますが、やり方としたら国にきちんと介護、社会保障にお金を出してもらおうというそれしかないと思います。なかなか浜田の広域行政組合だけでそんなことはできないというところがありますので、そこを国にきちんと働き掛けるということが求められるのではないかと思います。先ほど市長会が何とかというような話をされておりましたが、そういうことをもっと強力にやっていくことを求めて、次の質問に移ります。

介護事業所と介護職員について、伺っていきます。以前の質問でも介護事業所の

経営が厳しいという話をしましたが、現状ではどうなっているのか改めて伺います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） ちょっと古いのですが、平成 28 年度に浜田地区広域行政組合が、所管する地域密着型サービス事業所を対象にして経営状況を伺うアンケートを行いました。その結果によりますと平成 27 年度、これは介護報酬のマイナスの改定が行われた年ですが、その年度の収支状況が黒字又は収支均衡と回答した事業所は、減少していました。また、平成 27 年度の報酬改定の影響については、半数以上の事業所が悪くなったとの回答でした。

次に平成 29 年度、今年度ですね、厚生労働省が介護保険事業経営実態調査というのを行っておられます。これは、毎年行っておられるのですが、それによると平成 28 年度決算における各介護サービスにおける収支格差、これは全サービス平均で 3.3 パーセント、収入から経費を引いたら 3.3 パーセント残ったということですが、これが前年度決算の 3.8 パーセントと比較すると 0.5 パーセントのマイナスとなっておりました。これも平成 27 年度の介護報酬の改正等の影響だと思われませんが、当圏域の介護の事業所についても同様の影響があるものと思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 今回、若干介護報酬は戻ってくるというようなことがあるようなんですが、前回の引き下げほどには戻らない。ということでこの厳しい状況が続くと思うんですけども事業所の経営の改善への対策は何かありますか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 今年度もそうですが、来年度も報酬改定とともに処遇改善の加算がされますので各事業所において有資格者の確保等を進めて加算を取ることによって、経営の改善につながるのではないかと考えております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 具体的には、どの程度改善されるのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） あとの方の質問で用意している回答ですけれども、この処遇改善加算というのが平成 24 年度からそれまでの改善交付金を引き継ぐ形で創設されたものです。この介護職員処遇改善加算は、介護職員の中でも賃金水準が特に低いとされてきた介護職員ですね、看護職員とかケアマネとかではなく介護

職員・介護員の賃金改善を図ることが目的のひとつではありますが、併せて介護職員が定期的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備することを事業所に求めています。また、介護職員自身が研修等に積極的に参加する仕組みを加算の算定要件とすることで、個人のスキルの向上を図り、しいては介護サービス事業全体の資質の向上に資することを最大の目標とするものです。

平成 28 年度の介護職員処遇改善加算実績報告によりますと、当圏域内の地域密着型サービス事業所 50 事業所が受け取った加算の総額は、1 億 2,188 万円となっており、事業所の持ち出し分を足した、それとは別に事業所が独自にいくらか出してそれを足した合計が 1 億 3,713 万円。だから 1,500 万円ぐらいを別に事業所が持ち出して 1 億 3,713 万円が賃金改定に要した額として介護職員に支給されているということになっております。なお、28 年度は全ての事業所が取り組んだわけではなくて、取り組んでいない事業所が 3 事業所ありましたが、29 年度は全ての事業所がこの加算に取り組まれるということで対象事業所、対象者も増えているものと思っています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） そうは言っても実際介護の現場で働いている方にお話を聞いてみると大体、一番最初に仕事が始まった時の賃金が 14～5 万円もあればいい方だというような状況です。当然ワーキングプアです。年収 200 万円を切るような状況で。今の話でそれが解消されるような話になっておりますか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。おっしゃるとおり確かに介護の事業所に何も資格のない方がいきなり仕事を始められますと今おっしゃったような額、最低賃金にちょっと色を足したような額ではないかと思っております。それが、また正職員となって、いろんな研修を受け、資格を取っていかれるとキャリアアップしていくというような仕組みとなっておりますので、おっしゃるとおり最初資格のない方は、非常に苦しい経済的には、苦しいことにはなろうかとは思いますが、広域としてもキャリアアップの事業を行って資格取得等の支援をしておりますので、そうすることによってキャリアアップを上げて経済的な状況も改善していただきたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 先日行われました江津市議会の 3 月定例会予算委員会である施設を調査した際にお話を伺いますと、やりたい事業があるんだけど介護職員が人手不足でできないというふうに言われました。経営の上では、大きな問題であると思えます。確認として伺います。人手不足という先ほどの低賃金が大きな理由

ではないかと思われませんが、そのへん組合としてはどういう認識をされているか伺います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 確かに介護従事者が不足している状況は全国的なものでして、当圏域においてもそういう状態であると思っております。広域としましては、先ほども言いましたように資格取得を支援するキャリアアップ事業を行っておりますが、それ以外にも何らかの事業ができないかということを検討してまいりました。残念ながら来年度取り組むような事業が見つかりませんでしたので再来年度以降、31 年度以降に広域連携基金を活用したそういった事業も取り組みたいとは思っています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 介護職の雇用状況を伺っておきます。正規、非正規、介護職の事務、給食等もあると思います。その辺、どのくらいおって雇用状況がどのような状況かお答えください。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 平成 29 年 7 月に浜田地区広域行政組合において浜田市江津市の 212 の介護サービス事業所を対象にして、従業員数の調査を行いました。その結果、164 事業所より回答がありましたので回答率は 8 割程度ですけれども、事務職員等を含む全従業員が 2,648 人で、その内の正規職員が 1,658 人、非正規職員が 990 人という結果でした。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） それぞれ正規、非正規での賃金の平均というようなものが分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 賃金の水準までも保険者として把握はしておりませんが、非正規職員につきましては先ほど議員もおっしゃったように年収 140、160 万円程度ではないかと思っております。正規職員につきましては、キャリアや年齢、資格等によっていろいろ違うものと思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 正規のところは比較的いいんではないかと思います。非正規、今の話では、3 分の 1 が非正規だというようなことで、これだけの人がいなければ介護の職場が回っていかない。であれば、この人たちに手を差し伸べるべきだと思います。31 年度以降にというようなことがさっきありましたが、もっと早く何かしらの手当てを講じないといけないというふうに思います。

それから、先ほど、スキルアップの話が出ました。これで具体的にどんな改善、今までも取り組まれております。これによってどんな改善があったのかという点、伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） すみません。31 年度から取り組みたいといったのは、介護人材の確保に向けた取組をしたいということとして、処遇改善の努力に向けたことということではございませんのでその点ご理解ください。

それから、キャリアアップの実績につきましては、前回でしたか調査結果を報告しております、合格された方の大部分がその事業所に残っておられたということです。ですのでそれに見合うような処遇の改善がなされていると思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） スキルアップした方はそうでしょう。けど、そうじゃないというような方は当然処遇は上がらないわけです。人材確保というのは、低賃金を何とかしないと人材確保というのはままたらなとうふうに思います。そもそものところで事業所の経営が安定していなければ処遇改善なんてできないし、当然そこで働く人の処遇が改善されないと人員の確保もできない。もし、事業所に何かあれば利用者が困ることになります。その 31 年度以降で人材確保とか経営改善というようなことをいろいろと取り組まれるとは思いますが、具体的にはどんなことが考えられるのか、もう一回伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 県の高齢者福祉課が県内の保険者に対して、介護従事者の確保についてどういった取組をしているかということ調査されました。それによりますと、現在、浜田市においては、従事者の確保のために新たに介護に従事するために転居される方に対しては転居の費用を出すとかの準備金、支度金ですか。を支払うといったことも行っておられ、同じような事業を行っておられる保険者が県内にもいくつかあったようです。また、高校生等に対して介護の職場の PR をして、そこへの就職を促進するような働きを行っているような事業所もございました。また、県内に限らず他の保険者の取組等も参考にして、せっかく財源は多少ありますのでそういったものを活用した事業を行いたいと考えているところです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） やっぱり人員の確保とか、それによる経営の安定という
ようなことを考えるとね、賃金上げなければというのがあると思うんです。ただ、
島根県の最低賃金 740 円、780 円だったか、非常に低いという状況です。時給 1,000
円に上げていくというようなことが大変求められます。これは、広域でできる話で
はないんですが、そういうものを求めていかなければならない。ただ 1,000 円に上
がったからと言ってフルタイムで働いても年収 200 万円ちょっとにしかならない。
そういうことで考えればもっと上がっていくような話を当然管理者、副管理者自治
体のそれもあります。先ほど市長会の話もありました。あったでしょう。やっぱり
田舎に残って働く、田舎に戻って働くというような方たちが安心して働ける環境を
作っていくという点では、そういうもの、そう当然その介護のところでもやってい
く。安心して介護を受けられるという環境を作っていくためにもこういうことは必
要だと。国なりなんなりいうようなところに働き掛けていくというようなことが求
められるのではないかと思います。

それでは、最後の介護認定についてお話を伺ってまいります。介護認定の状況を
確認するのですが、以前、全協かどこかで少しお話しました江津市内で半身不随だ
という方が要介護 3 だったのが、最終的には、今またちょっと変わっているそう
なんですが、介護 3 だったのが要支援 2 まで介護度が下がったということがあったそ
うです。自分でトイレに行くのも困難だというような方だったりするんですが、利
用できるサービスが、制限されるようになったという話でした。老老介護は大変な
状況ですが、こういう介護度が下がるケースがどれくらいあるものなのか。2015
年度以降で介護度が下がった人がどれくらいいるのか。伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 平成 27 年度以降今年 2 月までの認定の結果により
ますと、更新あるいは変更の申請をされた方のうち、約 50 パーセント、それが 1
万 5,037 人おられるわけですが、そのうちの 7,595 人 50.5 パーセントの方が要介
護度に変更はなし。介護度が上がった方というのが、5,529 人 36.8 パーセントにな
ります。逆に介護度が下がった方が 1,913 人で 12.7 パーセント。8 人中 4 人がその
まま。3 人が上がって、8 人のうち 1 人が要介護度が下がったというふうなデータ
となっております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 介護度、段階的な何段下がった人が何人いる、1 下がっ
た人が何人、2 下がった人が何人というようなことでちょっと数字を示していただ
けますか。

議長（牛尾昭議長） 分かりますか。

事務局長（宇津事務局長） ちょっとそこまでは。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） こういう話もしましたので、今後、そういうことも調べていただきたいなというふうに思います。先ほどありました要介護3から要介護2より下に下がったという方がどれくらいいらっしゃるか。それが分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） その前に先ほどの要介護3の方が要支援2に下がったということになると大きな下がりですので、非常に珍しい例だと思います。申請の内容に不満があれば変更の申請をすることができますので、そのことを勧められてもいいのではないかと考えております。

お尋ねの要介護度が要介護3以上から2以下になったという方というのが先ほどの1万5,037人のうち453人ですから約3パーセントほどおられます。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） 下がった方を介護されているご家族に伺いますと本人面談によって介護度が下がるいうふうに言われています。実際面談であればできる、これもできるというふうに本人が頑張っちゃったりして実態以上に良いというような判定出ているというようなケースを多々伺っています。こういう実態があるのは把握されておりますでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。お年寄りの方、特に認知症のような傾向がある方については、知らない人が来ると普段と違った対応をすることがあるという例は、伺っております。また、逆にですね、最近は病院に入院された方が退院後すぐにどこかの介護施設に入りたいと、病院の側からもどこかに入れないと長く入院させておけないので早く入れたいということで、入院してすぐに介護認定を受ける方もおられるというふうに聞いております。そういう方については、入院したばかりでまだ体が動かないのにそういう状況から高い介護度がでて、次の更新の時には下がるといった例があるということも聞いておりますが、いずれにしても被保険者の状況を正確に把握して要介護度を出すということが介護保険利用の第一歩ですので、適切な要介護度認定がなされるように介護保険課を挙げて取り組みたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） ある老老介護の世帯でお話を聞いたのですが、こういう話があるそうです。本人聞き取りをしに来られた担当の方に医者診断によれば、もっと介護度が高いのではないかと話を聞くと医師は実際より介護度を高くなるように見立てているというような話をされたそうです。そういう認識のもとで判定が行われているような危惧があるのですが、その点どういふふうにお考えでしょう。

議長（牛尾昭議長） もう一度。

4番（多田伸治議員） お医者さんの見立てというのは、介護度が高くなるように診断書を書かれているんだというふうに現場の方が言われたそうです。本当にそのような認識でやられているのか。そうであれば正さなければいけないと思うのですが、その辺もう一回伺います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。今言われたような件については承知しておりますが、いずれにしましても先ほど申しましたように正確な判定をすることが介護サービス利用の第一歩です。組合においても調査員の研修や、あるいは認定審査会の委員の研修を毎年行って正確な認定ができるように努力しておりますし、これからもやっていきたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） そういう点では、本人さん頑張っちゃうというようなことがありますので、そういうことを考えるとやっぱり家族からの聞き取りというのも大事になってくるのですが、どの位家族からの聞き取りというのをやられておりますか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 要介護認定に当たっては、本人の身体の状態や認知の度合い等を調査員が聞き取る、実地で調査するということはありますが、家族の方に意見を伺うということはありません。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） 法律では、家族の話を聞くことができるというふうにし

れております。実際先ほどのような要介護 3 から要支援 2 まで下がるということがあるという点では、そういうことにきちっと配慮しないとちゃんとした認定がされないし、介護も受けられないのではないかと思いますのですが、もう一回伺います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 失礼しました。ちょっと私誤解をしております、家族への聞き取りも含めて要介護認定のための調査が行われております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） ただね、それがきちんと反映されているのかという疑問があるというのが今の質問の趣旨です。その辺は、例えばお医者さんの診断書、そのままコンピューター判定されますよね。聞き取りなしでコンピューター判定された場合とそうじゃないという場合と比較するような必要があるのではないかと思いますのですが、その辺の考えはどうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 先ほどの聞き取りや、被保険者本人の調査は浜田市が委託して両市において行っておりますので、そういったところでバラツキが出たりしないように調査員を対象にした研修も行っております。主治医の意見を配慮しないような認定との差を調査ということですが、そういったことは、ちょっと難しいのではないかと考えております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 聞き取りの結果、かえって認定が下がるというようなことがあってはならんと、正しく認定をしていただくというのが必要だと思います。そういう意味では、お医者さんの診断書というのは非常に重要だというふうに思うので、その辺をきちんと尊重していただきたいし、家族の話もちゃんと聞いていただきたいということがあります。先ほど不服申し立てというような話がありましたが、じゃ、その不服申し立てとか、区分変更の申請というのが大体どれくらい出ているのか伺います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 失礼しました。変更申請の件数は、全体の 12 パーセントほどになります。審査請求の件数ですが、平成 19 年度に 1 件、27 年度に 1 件ということで申請がありましたが、いずれも認定調査及び認定審査会は適正に行

われたという判断をされ、結果は棄却となっております。不服申し立てというのが今の審査請求です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） まあね。とは言うてもなかなか皆さんこういう制度があることそのものをご存知ないということもあります。まあ、やっても無駄だというふうに思われているというところもありますので、非常にその辺は配慮して認定をしていただきたいなと思います。実際その事業所で伺いますと介護認定の影響で十分な介護が受けられない場合もあると、特に栄養面での影響が大きくてデイサービスの回数を増やすことできちんと食事ができれば改善も見込めるというような人もいるということでした。その辺も踏まえてきちんと認定がされているのか、先ほど言ったような現場でおかしな話があるのではないかという点もう一回伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。確かに、要介護度が認定の結果、変更になると限度額が下がったりということがあります。広域行政組合といたしましてもより適切な介護認定が行えるよう、各種研修会や国の事業も導入して適切な介護認定が行えるような取り組みを行っているところです。介護度が下がって実態とおかしいのではないかということがあれば先ほど言いました審査請求もですが、変更を申請することによってもう一度認定を受けてもらうことができ、その効果は申請をした日に遡って発生しますので、もしそういう方がおられてご相談があった場合には、変更の申請を勧めていただいてもよろしいかと思えます。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 必要な介護を受けることで症状の進行を抑えることができる、これが予防の第一歩だと思います。場合によっては改善も見込めます。相応しい介護が受けられるようしっかりとした運営を求めて質問を終わります。

議長（牛尾昭議長） この際、暫時休憩いたします。なお、再開は 13 時ちょうどとします。

（午後 11 時 45 分休憩）

（午後 12 時 57 分再開）

議長（牛尾昭議長） 午前中に引き続き一般質問を行います。

5 番 小川議員。

5番（小川稔宏議員） 議席番号5番の小川稔宏でございます。すでに質問の内容につきましては通告書で提出しておりますので、順次、通告書に従って進めて行きたいと思っておりますのでご答弁のほうよろしくお願ひいたします。私は先般配られました平成30年度の運営方針と、この4月から始まります第7期介護保険事業計画を読む中で感じた点等を含め質問を組み立てて参りましたので、よろしくお願ひいたします。

大きな3つの事業がございますけれども、この1つ目として広域連携事業についてでございます。この事業の評価と検証を中心に質問をさせていただきたいと思っております。広域的な地域振興及び地域活性化に資する事業として子ども交流、広域観光、人材育成、地域振興の4事業が実施されて、今年6年が経過する訳でございますけれども、この事業は圏域の活力と魅力を高めることを目的として交流人口、定住人口の増加、雇用機会の拡大などの目標に対しての評価と検証及び課題についてまずお伺いをいたします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） お尋ねの、まず子供交流事業につきましては、浜田市、江津市それぞれの枠を超えた郷土学習の場として、教育学習に寄与しているものと考えております。

また、広域観光事業の評価につきましては、地域振興の事業についても同様ですが、数字で表すことが難しく、誘客数を示す圏域への観光入込客数については残念ながら増加になっておりません。しかし、圏域内外のイベントを行うことにより地域活性化につながっているものと思っております。

人材育成事業の5Sリーダー研修や仕事のしやすい職場づくり研修は、雇用機会の拡大という位置付けではなく、職場環境改善や企業力の向上に役立ったと思えます。

今後も広域連携事業の内容につきましては、関係市と協議しながら、両市の施策を補完するものとして、事業に取り組んで参ります。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員） はい、分かりました。この4つの事業というのは私も見た中では無難な事業という感じがしています。というのは、この地域の経済が非常に疲弊をしたり、人口もどんどん減少したりという中で、こういった取組というのは必要だというふうに考える訳ですけども、やはりそこで働いている方々が元気を取戻したり地域の活性化に繋がるという意味では少し間接的な形での支援ということになるのかなという感じを受けてます。

子ども交流事業につきましても基本的には高校を卒業すると大学といいましても県立大学を希望される方は行かれる訳ですけど、多くの方は大学は県外に出られる可能性が高いということで、そうしますと高校を卒業したり、大学を卒業した後

に地元で働ける雇用の場というのがどうなんだろうかといった時に、ここできちんと雇用の場を確保していくようなことに繋がるような事業というのが必要だというような感じがしてます。そういう意味では、関係市と協議しながら施策を補完するものとしてということで先程ありましたけども、こういった点について過去6年間継続してきた中でのこれから4年間ある訳ですけども、これについての方向性について何か具体的なものがございましたら答えてもらいたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） この広域連携推進事業につきましては、前回までの議会の質疑の中で特に観光や圏域振興に係るものにつきましての成果等を問われたときに、広域行政組合事務局として十分な説明ができないといった点もございましたので、予算の方でも提案しておりますように、来年度からは一部事業を見直して、子ども交流事業等は引き続き同じような内容で行ってまいりますけれども、観光や圏域振興等については事業を縮小し、そのかわり広域の本来の業務の一つである介護保険の関係に重点的に力を入れて行こうということとしております。先程の多田議員のご質問に答えましたように来年度は予定しておりませんが、31年度以降介護保険の人材確保に係る事業も取り組んでまいりたいと考えているところです。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員） はい。それでは今までの観光振興とかいう間接的な地域振興よりか具体的に介護に係わって働いておられる介護職員の方の待遇改善なんかを含めて、そこに直接プラスになるような方向に少し変わられるという方向でよろしいかと思っておりますので、そういうことでやっていただければと思います。

広域と関連が深い介護人材の関係についてでございますけれども、この人材確保と介護職員の処遇改善この点については午前中も少し質疑があった訳でございますけれども、この点についてお伺いをいたします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 介護人材育成キャリアアップ事業は、介護サービスを担う人材の育成と介護サービスの質の向上を図る目的のもので、介護従事者の資格取得費用の一部を助成する事業です。事業所としましては介護支援専門員や介護福祉士の資格者を求めており、毎年多くの方に利用してもらっていることから資格者の増加に寄与しており、事業所の手助けになっております。

介護職員の処遇改善につきましては、資格取得による加算等により処遇の改善がされているものと考えております。今後もこの事業を実施することにより、圏域の介護サービスの質の向上に取り組んで参りたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） この点につきましては、今までの過去の議事録を紐解きますと、やはり少しずつ介護職場の働く方々が少しずつ増えてくる傾向もありますので、そこでの処遇改善というのが急がれると思います。介護職の人手不足ということがずっと言われている中では、やはり待遇改善ということが必要だと思いますし、これに繋がるような施策にできるだけ広域連携事業も結びつくような取組を是非お願いをしたいと思います。

それでは、大項目の 2 点目の介護保険事業について伺います。この 4 月から第 7 期介護保険事業計画が始まりますが、これに合わせて第 7 次の医療計画、第 3 期医療費適正化計画もスタートいたします。それと同時に診療報酬と介護報酬の同時改定も行われる訳でございますけども、このトリプル計画、ダブル改定というものが介護保険事業運営に与える影響について伺って参りたいと思います。県の地域医療構想では浜田圏域の 2025 年度の必要病床数 760 床で 2016 年 1,128 床から 32.6 パーセントの減少になっていると書かれておりました。来年度から介護療養型病床は廃止の方向にあり、病床削減の影響があるというふうに考えますけどもこの点についてお伺いいたします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 現在、浜田圏域における介護療養型医療施設は、浜田市に 2 医療施設 44 床、江津市に 1 医療施設 34 床があります。

これらの施設は当面廃止の予定はなく、また、介護療養型医療施設の廃止は、平成 35 年度までは延長されておりますので、それまでの間は圏域内の病床削減の影響はないと考えております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） 私の認識不足だったと思います。少し前に読ませていただいた論文の中に来年度からこういった病床が減っていくというような文言があったので、そのことを心配しておった訳ですけども、今の答弁でいきますと 35 年度まで延長されるということで、それまでの間は全く影響はないということの理解でよろしいと思いますけどそれではよろしいでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。制度としては平成 35 年度までは存続可能です。ただ、医療機関の中に、介護療養型の医療機関の中には、後継者等の問題で将来の予定の調査に対して未定という回答がありまして、それが転換をするのかあるいは継続ができなくなるかもしれないという意味もあるんじゃないかなと思って

おりますので、そういう場合には減少する可能性があるかと心配しております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員） 私が心配しているのは、そういった形での介護療養型のベッド数が一つ減るということになるとそれを必要とする方々がその施設を追い出されて、例えば言葉で言えば住み慣れた地域に帰ってそこで暮らしていける状態があればいいんですが、なかなか無いとすれば直接的に困ったような状態が起こるのではないかと心配していましたが、今のところそういった心配がないとの答弁でしたので少しは安心をした訳でございますけど、もう一つの報酬の関係でございますけども、介護報酬0.54パーセントのプラス改定が行われる訳でございますけれども、このことよっての介護保険事業への影響についてお伺いいたします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。ご指摘の通り今回の改定では全体で0.54パーセントのプラス改定でした。前回はマイナス0.27パーセントのマイナスの改定でしたのでそれに比べると報酬は引き上げられるということになります。

これにより介護保険財政へ大きな影響がありますが、一つは保険者として介護給付費が増えることによって介護保険料の増額につながります。浜田地区広域行政組合では、基準月額でいうと0.54パーセントですから約30円程度の引き上げの影響になっていると思っております。

一方で、介護保険事業所においては、わずかではあります介護報酬が増えることとなりますので、経営状況に多少でも改善するように働らくのではないかと考えております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員） そういう意味ではこの介護報酬の改定ということがこの地域で経営をしておられる事業所の方々にとってはプラスの要素になるということで、そこで働いている皆さんも少しは期待できる部分があるのかなというような感じがしております。今回の第7期中で書かれておりました変更点の中にですね、3つ目の質問でございますけれども、新たに介護医療院が創設されるということをお伺いしております。しかしながらこの圏域内にはそういった施設がありませんし、今後もそういうことを整備するような予定も今のところなさそうなのでございますけれども、こことの連携ということについて広域行政組合としてどういうふうなお考えを持っておられるかお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 介護医療院は平成 30 年度から新しく創設される施設で、生活の場としての環境は整えつつ、医療施設のように医療も受けることができる施設となっております。

議員ご指摘のとおり、第 7 期の期間中の 3 年間においては、今のところ圏域内に転換を予定している施設はありませんが、第 8 期介護保険事業計画以降には、現在の介護療養型医療施設からの転換や、場合によっては新たな施設の整備など、圏域においても整備が進むよう島根県とも連携して働きかけを行って参りたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） 分かりました。今後の計画の中でそういったことも盛り込まれるということでございますけれども、介護療養型の医療施設からの転換ということも一つの選択肢として言われた訳でございますけれども、私の認識ではこういった病院というのは浜田市、江津市それぞれ 1 か所程度ずつあったんじゃないかと思えます。そういう認識でよろしいのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 多田議員の質問でお答えしましたが、浜田市に 2 施設、江津市に 1 施設、合わせて 3 施設です。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） 分かりました。それでは次の質問に移りますけれども、第 7 期の介護保険料の月額基準額についての伺いですが、午前中からの質問の中でも重複する部分もありますけれども、この介護保険制度が始まった 2000 年の第 1 期の時には 2,834 円でスタートした訳でございますけれども、18 年度第 7 期では 6,980 円ということで倍率で言うと 2.46 倍ということになりますし、新聞等を見ましても県内では一番高い保険料となるように書いてございます。そういう意味で介護保険制度を支える財源の約半分でございますけれども、これを保険料で賄う構造の中ではすでに負担額は限界に達してきてるんじゃないかというふうな感じを持っております。高齢者の負担軽減を含めた抜本的な対策が必要というふうに考えますけれども、これについてのご所見をお願いいたします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 浜田圏域におきましては、島根県の資料によりますと、脳卒中の罹患率が県の平均を大きく上回っており、医療依存度が高い方が多い状態となっております。これに伴い、退院後の介護サービス利用者の割合が高くな

り、介護給付費が増加し、保険料が高くなることに繋がっている原因の一つと考えられます。

今回、お示ししましたように基金の活用や段階の見直しは、小手先の対応に過ぎないと考えておきまして、抜本的な対応と致しましては介護給付費の増加を抑制することが第一であり、今まで以上に介護予防に取り組んでいく必要があると考えております。それには、介護サイドの取組だけでなく、地域コミュニティを活用した介護予防体操やサロン活動の推進などとともに、健康づくりや地域づくりといった、介護保険以外の取組も含めた介護予防事業を推進していく必要があると考えております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員） やはり介護予防ということが大事だというふうに思いますが、直接、被保険者で言いますとやっぱり保険料の負担というのが非常に大きいということが言われている訳でございますけれども、新聞等によりますと、高い大阪市なんかはかなり金額が高いような状況というのも報道されている訳でございますけれども、各自治体でも先程おっしゃったように基金を取り崩して激減緩和と言いますか、そういう対策を講じられてるところもありますけれども、県内においても高い所と低い所と比較してみますと、津和野だったですかね、一番安かったのが、その差が浜田広域と比べて1,584円の差があるわけですが、この格差の要因については先程言われたような脳卒中の罹患者が多いということがあるのかなと思っておりますけれども、ほかにも基金の取り崩し等の状況が違いもあると思っておりますけど、それについてどのように分析されているのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 本圏域の保険料が高い、県内で最高となっていることの理由と致しましては、先程も申し上げましたように疾病やその後の後遺症によりサービスを利用し始める方が若い年齢の人が多いたということがあろうかと思っております。そのため65歳以上の方の自立期間も県内でも最短となっております。端的に言いますと要介護認定率が28年度末で24.0パーセントと県平均の20.8パーセントを大きく上回っていることが大きな原因の一つだと思っております。

また、津和野町が県内で一番低いという新聞報道もありましたけれども、津和野町や他の保険者の中には、基金を取り崩して保険料を下げる、あるいは据え置くというところもありますが、浜田圏域、当組合においてはそう潤沢な基金がありませんので、3,700万円ほどは今回取り崩しますが、大きな引き下げには繋がっておりません。ということは逆に過去あまり高い保険料設定をせずきたため、潤沢な積立になっていないということもあるかと思っております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） 分かりました。あの要介護認定者数もいくらか高いことの原因にあるということがございましたので、次の質問に移らしていただきますけれども、要介護認定者の推移と施設入所から在宅への移行状況ということでこの認定者率が高いということの分析と併せてお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 認定率は先程言いましたように 24.0 パーセントで県内最高ですが、ずっと増加傾向が続いてきたんですけれども近年は横ばいとなっております。

次に施設入所から在宅への移行につきましては、この約 1 年間の間に介護保険の 3 施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の 3 施設ですが、そこを退所された方の状況調査をしました。退所された方が 441 人でして、そのうち半数近くが死亡退所、また、残りの中にも資格喪失の方が多いんですが、これは施設から医療機関に入院されたあと亡くなられた方ではないかと思っております。その方で約 7 割ぐらいを占めております。残りの方については退所理由は明確にできなかったんですが、施設の性質上、介護老人保健施設いわゆる老健はりハビリ等を行う機関ですので、そこを 3 か月間原則として入所した後、在宅になれる方が一定数あると思っておりますけれども、特別養護老人ホームや介護療養型医療施設に入所しておられた方が在宅に戻られるということは非常に難しいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） なかなか養護老人ホーム等で入所されてる方が自宅に帰るということは現実には少ないということになりますと、やはりそういったところで入所しなくて済むような健康な状態でできるだけ長く生活できるようなことが望ましいということで介護予防という話になるんだろうと思っておりますけれども、先程のご答弁の中で要介護認定率は近年横ばいだということでありますけれども、この率にしましても表を見るとどうしても全国や県と比較しますと、この圏域については依然と高い水準にあることは事実でございまして、この原因の究明あるいはできるだけ認定率を低く抑えるための目標値もでていく訳でございまして、この辺についての対策の現状についてお伺いいたします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 要介護認定率について絞っての質問ですので要介護認定を申請する理由について調べてみました。平成 28 年度の新規申請 1,240 件のうち原因となる疾患ごとにみると第 1 位が脳卒中、第 2 位が骨折、第 3 位が筋骨格系疾患、第 4 位が認知症となっております。筋骨格系疾患というのは筋肉や腱、神

経などに生じる痛みを伴う疾患のことです。

このような疾患が多い地域性があるため、要介護認定を受けて介護保険のサービスを利用される方が多いといえます。

そのためには、繰り返しとなりますが要介護状態になることを防ぐための介護予防を推進していくことと、併せて介護保険だけではなく健康づくりあるいは地域づくりといった取組が必要になると考えております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） いまご答弁にありました要介護認定率もでございますけれども、もう一つ 65 歳以上の平均余命につきましても今までのデータを見ますと県平均を下回っているということ、それと自立期間というものも県内では最短ということが出ております。これは男女ともにでございますけれども、そういったことのご認識をお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 圏域の平均余命につきましては後ほど全協の中でお配りします介護保険事業計画の中にも表を載せておりますのでご覧いただきたいと思っておりますけれども、議員ご指摘のとおり、当圏域の平均余命は県内でも最短となっております。平均余命や平均自立期間に影響を及ぼす原因となる疾患で多いのは脳血管疾患や生活習慣病の糖尿病などというふうになっております。中でも脳卒中、脳血管疾患の中の死亡率は、浜田圏域では人口 10 万人に対して 44.5 人と県平均の 33.6 人を大きく上回っている状態になっております。

また、高血圧症の方も 50 歳以上では他の圏域に比較し高い傾向にあります。

このような疾患の多い地域性もあり対策としましては検診により早期発見、生活習慣病にならないように生活改善指導に力を入れていくことが肝要になると思っております。

介護保険も要介護状態への重度化や生活機能低下の解消を図るために、介護予防事業の推進に努めて参りたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） やはり生活習慣病ということが大きな要素になっているという印象を受ける訳でございますけれども、脳卒中等が非常に高いということでのこの当たりについて特にこの圏域が高いということの原因についてどういった形で分析をされ、その対策と言いますか、もちろん介護予防とか食生活の改善ということにもなるんだろうと思っておりますけれども、このへんについて非常に高いのがそのままの状態がずっと続くということになりますとやっぱり事業に対しても影響してくるということがございますので、この当たりについてももしご認識があればお伺い

したいと思います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 今回の一般質問で小川議員さんから質問を受けて改めて調べて感じたことはですね、浜田市江津市が浜田圏域が県内で一番要介護度が高いんですが、それについて高いのが邑智圏域であり大田市等と続いております。その圏域の高い保険者を地図に落としてみますと、ちょうど国民健康保険の県内の医療費が高い地域とかなり重なっております、国民健康保険の医療費の高い地域は赤く塗りつぶしてありますがそれがちょうど集中豪雨の時の帯状降水帯でしたか、ちょうど浜田から江津の江の川沿いに赤い地域が繋がっております。健康状態が悪く医療費が高い所が介護認定数が高いということですので、介護だけの取組でなくて、やはり医療・健康づくりの取組で高血圧を抑える、脳卒中を防ぐといった取組が必要。そうすることが医療費の減少にも繋がるし、介護認定率を下げることでより介護保険料の低下にも繋がるものと考えようになりました。以上です。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員） 分かりました。それでは介護サービスの質の維持や向上に向けた取組ということで少し質問をさせていただきます。

介護施設、事業所に対しての広域行政組合としての立ち位置についてお伺いいたします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 浜田地区広域行政組合は、介護保険の保険者として、介護サービスの質の維持と向上のため介護保険サービス事業者を適切に指導していく立場にあります。

特に指定権限を有する地域密着型サービス事業者については、指定基準、人員基準や施設基準、運営基準、これらの基準の遵守はもちろんのこと、適切なサービス提供がされているか、また、正しい介護報酬算定となっているかなどの確認を行っております。

具体的な確認方法としましては、事業所に出向いて行う実地指導や、節目節目で事業者から提出される届出書類等で確認を行います。

実地指導の頻度としては、島根県が行う実地指導にない在宅サービスについては概ね5年に1回、施設系サービスについては、概ね3年に1回としています。島根県が所管する全ての介護保険サービス事業者にも、島根県に同行する形で保険者の立場から実地指導を行っております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員）　　そういう意味では定期的にこの実地指導ということも行われてることだと思いますけれども、この間、例えば現場で行われているサービスについて実地指導をしなきゃならなかったような事例とかいうのは今までの中ではあったでしょうか。

議長（牛尾昭議長）　　事務局長。

事務局長（宇津事務局長）　　最近の状況については承知しておりませんが、以前、課長時代に何度か保険者として行う実地指導にも同行して参りました。その時点では小さな点についてはいくつか改善をお願いする点はございましたけれども、不正請求とかいったような事案は無かったというふうに記憶しております。

議長（牛尾昭議長）　　小川議員。

5番（小川稔宏議員）　　分かりました。それではやっぱりこの介護施設でのサービスというのは人と人との関係だと思いますので、この圏域の医療というよりどちらかというと介護職場に中心ということになると思いますけれども、介護職場に従事する労働者の人数について、これは重複した質問になるかもしれませんが再度お伺いいたします。

議長（牛尾昭議長）　　事務局長。

事務局長（宇津事務局長）　　先程の多田議員へのご質問は広域行政組合独自で行った調査結果ですけれども、それとは別に介護サービス情報公開システムというところに各介護サービス事業所に所属する従業員の数が登録されておりますのでそこで調査した数字ですが、常勤換算で、すなわちフルタイムの正規労働者の正規職員に置き換えた人数では事務員、調理員、運転手等を除いた介護職員の従事者の数は2,264人となっております。

議長（牛尾昭議長）　　小川議員。

5番（小川稔宏議員）　　分かりました。その2,264人の方がどういった雇用形態や処遇で働いているかということはやっぱり一番大きな課題だと思います。そこで、ある程度安定した収入があれば十分な介護もできるんでしょうけれどもなかなかそうになってないというのが実情だというふうに思います。そういう意味でこの介護職場で働く人たちの雇用形態と処遇についてもう一度お伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長）　　事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 雇用形態については午前中の多田議員のご質問に答えましたとおり広域行政組合で行った調査の結果 2,648 人のうち正規職員が 1,658 人、非正規職員が 990 人でしたので 4 割弱の方が非正規だということになるかと思えます。その処遇につきましては、これも午前中にお答えしたとおりですけれども、処遇改善加算が平成 29 年度からは全ての事業所で算定されるということになっておりますので、それによる処遇の改善がある程度なされているものと考えております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） はい。現場で働くみなさんが安心して働ける労働条件や待遇、賃金も含めてですけども、そのことが必要だというふうに感じてます。そのためにも正規と非正規の関係どうしても非正規の方々は不安定雇用というのがついて回っている訳でございます、こういった比率をできるだけ小さくしていく必要があるのではないかと考えてます。そのためには当然国の制度として考えるべきところもあると思いますし、それぞれの事業者、そしてそこで働いている方々の努力と言いますかそういった点も必要だと思いますけれども、私どもの経験上ではやはりそういった労働条件や賃金のことは労使で話し合っ決めていくようなことを経験してきた訳でございますけれども、こういった介護事業所における労働組合の組織率というのは把握されているのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 浜田地区広域行政組合は保険者として適切なサービスの提供等の指導は行いますけれども、従業員の給与の状況ですとか、あるいは更に労働組合組織率等組合を作りなさいと言った指導することはもちろんできませんので組織率についても把握はしておりません。ただ、大規模な事業所への聞き取りによって、いくつかの事業所においては労働組合が組織しているということは伺っております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） 分かりました。非正規の労働がだんだん増えてきたこともそうですし、介護職場における労働条件や賃金が非常に低いということについても、やはりそれを改善するための組織と申しますかそういったところも少し弱くなってきてとことも原因かなというような感じはしておりますので参考までに伺ってみました。では、次の質問に移りますけれども認知症施策の推進体制について伺いますが、認知症推進員の配置状況とその考え方について伺います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 認知症地域支援推進員のことだと思いますが、その配置につきましては地域支援事業において実施することになっており、現在、浜田市、江津市において1名ずつ配置されています。

要介護認定者のうち認知症の方の割合は平成28年度末で59.7パーセントとなっており、認知症カフェや認知症の方の窓口相談など、認知症地域支援推進員の役割はますます重要となってきております。

今後も認知症の方やその家族への支援を適切に行えるよう推進員を配置していく必要があると考えております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員） 広域では支援員を直接雇うとかいうようなことではシステム上になってないと思うんですけども、あまりにも浜田市江津市1名ずつしか配置されていないということで今後こういった認知症の方が増える可能性がある中であまりにもちょっと体制的に不十分じゃないかなと考えてますけれども、当然各市においても両市でそういう対策をやられてるわけでございますけれども、広域と両市における認知症対策の棲み分けでございますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 認知症対策については、いわゆる新オレンジプランに基づいて行うものでして、介護保険でいいますと地域包括支援センターで行うものとなっております。具体的には、認知症カフェの運営や認知症サポーター養成講座の開催等を両市の地域包括支援センターで行ってもらっています。

浜田地区広域行政組合が行うことは、国・県への補助金申請や、地域包括支援センターへの保険者としての方針を示すことが挙げられるれます。

また、地域支援事業の中で推進員を必要な場合には、予算を確保して両市に委託して配置してもらうようにいくことも考えていく必要があると思っております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員） 分かりました。今後、認知症対策ということも必要となってきますが、この点について広域行政組合としても精一杯そういう形で両市に働きかけをお願いしたいと思います。

3点目の最後の質問でございますが、可燃ごみ処理事業について伺って参りたいと思います。廃プラの燃焼処理というのが4月から開始をされるということでございますが、そのことと両市が作っている一般廃棄物処理基本計画との整合性についてでございますが、この廃プラの燃焼処理によるごみ出しの負担というのがかなり

軽減されるというふうになると思います。しかし、このことと逆のことでごみの減量化あるいは循環型社会の実現、このこととは少し反する部分があると感じているが、この点についての基本認識をお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） まず、負担軽減についてですが、今回の見直しによって浜田市においては現在 2 週間に 1 回、また、江津市においては月に 1 回の燃えないごみの収集頻度が、今後、燃えるごみとして出すことにより、いずれも週 2 回になります。ごみ出し機会の増加によるごみの家庭内での滞留期間を短縮につながり衛生面から見ても良好な環境となり、負担軽減になるものと考えております。

次にごみの減量化につきましては、不燃ごみとして処理した場合は、埋立処分をしておりましたが、焼却処分をすることにより埋立場の延命になります。

また、エコクリーンセンターには発電設備を設けておりますので、熱回収、これはサーマルリサイクルとってリサイクルの一つの形態ですけれども、それになると考えます。

なお、今回の廃プラスチック類の焼却処理は、あくまでもリサイクルできないプラスチック類が対象ですので、リサイクルできるプラスチック類につきましては、今後も今までどおりリサイクルを推進してまいります。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） 私も何か所か循環型社会を目指す自治体にも視察に参った訳ですが、そういった自治体は全くごみを燃やしていない、ごみの減量化に力を入れて再生し、それを肥料として使うなどそういった取組の中で全く焼却処分をしていないという自治体もある訳ですが、そういう自治体からするとなんでもかんでも燃やしているのかという形で見られているところもあると思いますけれども、先程おっしゃったように埋め立ての処分の延命ができるだとかありますし、リサイクルできるものはもちろんリサイクルしていくということの基本姿勢は変わらないというふうに思います。そういう意味ではエコクリーンセンターの経年劣化の状況、10 数年経ったということでございますけれども、こういった現状と今後の修繕の計画の概要についてお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） ご質問のとおり、エコクリーンセンターは平成 18 年 12 月の稼働開始から 11 年が経過しました。施設の運転保守管理業務は、長期包括契約によって、施設を建設した J F E エンジニアリング株式会社に委託しております。

この委託契約には、年間のごみ処理能力維持すること、排ガス等の自主規制値を

満足できる性能を維持すること、用役等の必要経費を維持することの3つの約束事があります。維持補修を疎かにして、経費が上振れした場合でも組合は、計算上で求められる金額しか支払わないことになっております。逆に企業努力による経費節減があった場合には、それを認める、いわゆるインセンティブを持たせた契約です。

以上のことから計画的に維持補修が行われているところですが、経年劣化によって耐火物の摩耗や鉄製ケーシングの腐食等も進んでおり、全面的な補修や機器の更新が必要となりそうです。

このような状況の中、現在、エコクリーンセンター長寿命化等検討委員会を設置しまして、状況の把握、基幹改良の方法、今後のあり方等について比較検討を行い、来年度中頃までには適切な方向性を見極めたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5番（小川稔宏議員） 以上をもちまして私が準備した質問は終わりにします。
以上でございます。

議長（牛尾昭議長） どうもご苦労様でした。

そういたしますとこれより管理者提出議案の質疑、採決を行います。

日程第6、議案第1号、浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。質疑はありますか。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） 午前中のところでも聞いてはいるのですが、議案ですので改めて伺っていきたく思います。先程も江津市で行いました市民アンケートでは介護保険料の負担軽減を求める声が6割に上るという話をさせていただきました。この声に対して、いうたら反対に保険料を上げる条例案ということになっているんですが、どういう認識をしているのか、改めて伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） この保険料の条例についてですがけれども、先程も局長の方が申しましたように、3年に1回の第7期事業計画を策定するに当たり、保険者の裁量で多段階化又は料率変更のところができるようになっておりますけれど、できるだけ低所得者層のところへ負担を掛けないような設定としておりまして、最大限の努力をしたというふうに思っています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。よろしいですか。

4番（多田伸治議員） はい。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8番（西村健議員） 私は保険料の引き上げ幅を極力抑制するという視点で、どういふ努力を予算組みの中でされてきたのかという点だけお尋ねしたいと思っています。

この7期の事業計画、保険料の算出のところを見ますと準備基金の取り崩しというところで3,700万円計上されております。ここらへんがそういう努力の部分かなというふうには思いますけど、予算を見ますと歳出の方で3,400万円程度基金への積立というものがありますので、31年度、32年度これがどういう予算組みの方向性を持っておられるのかまでは私は分かりませんが、30年度に限って言いますと3,400万円積立金として計上がされている。いうことになりますと自ら積み立てて自ら使うというような設定ですから、まあ努力と言えれば努力と言えないこともないなというふうには思いますけど、そこらへんでどのようにお考えなのか。

私としては基本的に施設が増えていく、サービスが充実していく、そういう中である程度保険料が引き上がっていくのはやむを得ないと思います。ただこの十数年のこの流れの中でこれだけ保険料がずっと上がっていく、そういう状況の中では私はもう限界にきているというふうな認識を持っているもんですから、そこらへんを含めて執行部の方からどのような考えで保険料の設定をされ、その中でどういう努力をされたのかについてお尋ねしたいと思っています。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 議員指摘のように第1期から第7期計画を迎えますが保険料の方はほぼ上昇し続けて参っておりまして、大変、被保険者の方にはご迷惑と多大な負担を掛けております。

先程の基金の話ですが当初予算では30年度は一応3,400万円程度ということで介護保険料の余剰分を積むことが介護給付基金ということになっておりますが、初年度はどの計画期でも基金の方は積まれる予定になっておりますけど、先程も局長が申しましたように計画年度の2年目には大体トントン。3年目には経常的には、今回の補正の時は2,300万ぐらいは積む予定にはしておりますけど、最終年度の決算をした時に国等から頂いております負担金等の返済がありますのでそこでどうしても基金がたとえば1億あってもそこで5,000万とか6,000万とか崩して給付費に充当するといったようなことがありますので、出来れば議員さんがおっしゃるところは基金が積み立てられる部分があるのであればそれを保険料の方に充当して、少しでも保険料の抑制に努めたらというふうにおっしゃるところではないかと思っておりますが、現実的には保険料の充当については事業計画を策定する最終年度の時にその時の基金の残高を基に次の計画の時に充当できれば充当できるというような状況で、この度3,706万という基金の方を充当させていただきましたが、今回はぎりぎりのところで抑制については基金の投入が3,700万のところ37円ぐらいというところと、できるだけ低所得者層第5段階以下のところの方については

料率の方も第 6 期の保険料率と同じですし、ただ、その分低所得者の配慮をするためには第 8 段階以上の方のところでは保険料率を 0.2 とか 0.3 引き上げて応分の負担をしていただくということで大変ご迷惑をお掛けしておりますが、保険料の抑制については今話をしたようなところで精一杯だったかなというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） 私も低所得者に対する措置というのは、今回も 2.2 から 2.5 倍ということで倍率が引き上がってますし、そういった措置がそういう配慮の基になされておるといふ点は評価したいというふうに思っているんです。ただその、基金の関係で言うと一方では基金からもらうんだけど、その分は自分で積立てる訳ですから、何のこっちゃという短見にしかならない訳で、例えば本当の意味で市民負担の引き上げを抑制するという視点で一般会計、要するに浜田市江津市からそれぞれ持ち寄ると、負担金をその分だけ上積みするといったような形でそういった予算組みは保険料をなるべく抑制するという視点での予算組みができないのかと、あるいはそういう発想に至った予算組みについて検討されたことがあるのか。その点について伺って終わりたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） ただいま議員がおっしゃいましたような、例えば両市からの一般財源を投入して保険料の方へ充当しまして保険料の上昇の抑制にすることができないかというようなことをおっしゃったと思うんですけど、厚労省の見解ではそういうことを絶対してはいけないというふうなことは言っておりませんが、公平性に欠けるのでできるだけそういった本来の財源以外の、要は一般財源等を投入することはしないようにという考え方をされておまして、現在のところ浜田広域においては今議員さんがおっしゃったように外部からの財源をもとに保険料の抑制をしようという考え方は今のところ持っていません。

議長（牛尾昭議長） ほかに質疑はありませんか。西川議員。

2 番（西川真午議員） 同じような質問が続くのですが、一点だけお聞かせください。現行の介護保険料、島根県内で 6,000 円を超えているのが浜田圏域それから邑智と隠岐の 3 つだと思います。この 3 者ほとんど 6,500 円前後でほぼ等しいんですが、今度の 7 期では浜田圏域が 420 円上がるのに対しまして、他の 2 つ、邑智と隠岐は上げ幅ゼロ、現行維持という形になっております。この理由、先程来の基金のことなのか分かりませんが他の 2 つは高齢化率も浜田圏域よりもはるかに高い地区だと思います。この 2 つの地区が据え置きで浜田圏域が 420 円上がる、この理由についてお聞かせください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） ただいまおっしゃいました隠岐とか邑智広域というところは、聞き取り調査をした結果、確かに認定率の方は高齢化率の比率からみてうちより低いんですが、その認定率の高さという部分につきましては、先程局長が一般質問の方でも申したような理由となっております。この据え置いたという理由は基金の方をかなり蓄えておられて、そここのところを、先程うちの基金は 3,700 万円積んで残りは 9,000 万円足らなくなると説明したと思うんですけども、かなり具体的に言いますと 2 億とか 3 億とかいったようなところをもっておられたんで、実際には保険料がやっぱり普通にいけば上がるんですがそれを上げないように抑制のために充当したと聞いております。

議長（牛尾昭議長） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（牛尾昭議長） 起立多数です。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 2 号、浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてこれを議題といたします。

質疑はありませんか。

多田議員。

4 番（多田伸治議員） 説明資料によれば介護支援員 1 人当たりの利用者の数は 35 人というようになっておるんですが、現状から言えばどうなのか。お答えください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） ケアマネジャーさんなんですけれども、だいたい 1 人当たりの受け持ち利用者は 30 人前後と聞いております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

多田議員。

4 番（多田伸治議員） これを定めることによって、こういうことが良くなるよ
ということがあるかどうか、お聞きします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） これを定めることによりまして、例えば先
程のケアマネジャーさんの利用者数が 35 人という基準になっておりますけど、こ
れを例えば 40 とか 50 とかいう規制がかかりますので一人当たりに対するケアプラ
ンの作成に充実するといったようなところもありますし、2 条の主な内容の(2)のと
ころなんかでも要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅
において、その有する機能に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利
用者にに基づきサービスができるよう配慮するといったような効果的な影響をされ
るよう配慮するというようなところで、まあ、利用者さんにとってはプラスになる
方向性があるのではないかなというふうに思います。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 提案説明が不十分だったのかもしれませんが、今回
この条例を定めるということは、地方分権の一環として権限委譲で現在県が定めて
いる基準を保険者である当広域行政組合で定めることになるということです。

基準等の内容につきましては、現在の県の条例をそのまま持ってきますので変わ
ることはありませんが、ただ広域行政組合としましてはこういう基準を設けて居宅
介護支援事業所すなわちケアマネの事業所を広域行政組合が許可したり、あるいは
指導等を行うこととなりますので、その分、広域行政組合の業務はある程度増える
ということになります。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 法律も変わるのでこちらも変えないといけないのは分か
るんですが、さっきの 30 人というような話がありました。その後の話で上限が定
まることによっていろいろ歯止めがかかってるというようなことがあるという話
をされました。でもこれ、今回上限が 35 人だということから言えば現状より 1
人で面倒を見ないといけない人が増える訳ですよ。その辺はどういうふうにお考
えなのか伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 平均をとった訳ではありませんけれども中

には 35 人とか 40 人ぐらい抱えておられるケアマネジャーもいます。そういったところを 35 人ということになると、その辺である程度利用者さんの数が少ないということになるとケアマネジャーにも時間的にゆとりができて、一人一人のケアマネプランに時間がさけるというようなところで、ある程度充実していくんではないかというふうに認識しております。

議長（牛尾昭議長） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（牛尾昭議長） 日程第 8、議案第 3 号、浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてこれを議題といたします。質疑はありませんか。
多田議員。

4 番（多田伸治議員） 話の中で拘束するというような話が出てきますよね。出てきませんね。取りやめます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（牛尾昭議長） 日程第 9、議案第 4 号、浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてこれを議題といたします。質疑はありませんか。
多田議員。

4 番（多田伸治議員） 拘束という話が出てくるんですか、実際今どのくらいの

人が実際に拘束されてたりということがあるのかというのが分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） サービス事業所の方で実際に身体拘束をせざるを得ない状況下におかれる方がどれぐらいおられるかは把握の方はしていません。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。西村議員。

8 番（西村健議員） 第 4 号については私の認識では 65 歳の壁と言われる、いわゆる障害者総合支援法の適用を受けていた方が 65 歳になると基本的に介護支援法に基づくサービスを受給するということになっていろんな問題が起きてくる。それを解決しようとする流れの中で多分出てきた動きだろうというふうに思うんですが、お尋ねしたいのは、この第 4 号に書いてあるのは何が書いてあるのか。要するに従来と現行と今回の共生型の違い何なのか、ひと口ふた口で言えば、そのことについて教えていただきたい。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） この一部を改正する条例につきましては皆さんもご存じだと思いますけど、介護医療院が創設されましたのでその施設について関連条文に追加したことと、2 番目のところに共生型地域密着型サービスが創設されたことに、この地域密着型の条文を追加するというので、これは先程議員がおっしゃいましたように障害施設と例えば 65 歳を迎えられた場合に障害施設で受けておられたサービスではなくて、今度は介護サービスの方に移りますので、介護サービス事業所でも障害事業所の方でも両方の例えばサービスの種類につきましては訪問介護、通所介護、ショートステイこの 3 つのサービスを両方と、介護の方も今度は障害を持つことができるし、障害の方も介護の資格を持つことが出来るといったような内容のものがここに追記されていると思っていただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） だいたいイメージとしてはそうなんだろうなというふうには思ってたんですが、そうしますと今まで例えば障害者施設として経営していた施設が共生型という施設に変わろうということになれば、当然そういう人員を配置も必要だろうし、施設的には今までの施設でいいのかそこら辺を含めて私、分からないのでその点について、いわゆる職員配置の問題と施設の問題、どういうふうに対応が変わるのか、その点について教えていただきたい。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 障害福祉制度の生活介護事業所が要介護者へのディサービスを行うことができるようになりますが、要は例えば障害施設の場合には今度は両方のサービスができますので障害施設の顔と介護サービスの顔と2つの顔を持つことができます。当然2つの事業を展開するという事になると、人員基準、設備基準、運営基準というところが見直しをされますので、その中身の詳しいところまでは存じませんが、そういったところで人員の配置といったようなところも見直しが行われるのではないかというふうに思います。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8番（西村健議員） お尋ねしたいのは、例えば今基準というふうにおっしゃったけども基準というのは介護保険もあるし障害者のほうもあると思うんです。共生型と言うのが今回出てきたんだけど、そういった新たな基準も新たにできるのか。そこら辺もよく分からないんです。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） すみません。先程のことをちょっと訂正させていただきますと思います。障害の施設が基準を持っておられると、イコール介護の事業所ができると、要は中身は変わらなくて介護のサービスも使うということができるというふうに聞いております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） 先程のどれぐらい拘束されている人がいるのかということとは把握されていないということだったんですが、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回そういう委員会をされるんでしょうけれど、現場のチェックはどういうふうにしていくんですか。最近はそういう虐待みたいなことがいろいろあつたりするって話も聞いたりしますし、現場でこの委員会が見に行くわけではないですよ。その辺がどうなのか伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 現場のチェックを、こういったことをされているかどうかというところを直接保険者の方で見に行くことはできませんけど、この委員会を3か月に1回すると。身体拘束等の適正化をするための対策ということで、このメンバーにつきましてはですね、その事業所の中の施設長や各種の専門職とかで構成されておりますので、なかなかその中で行われていることなので、実

地指導で行った時にはそういった資料の方も当然見せていただくことはしておりますが、実際にこの中身がすぐにどうなっているかというところは認識することができないというふうに思います。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） それで大丈夫なんです。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 大丈夫と言われると安全な対策になっていないと思いますけど、実地指導等に行った時には適切にこういったところも見させていただきまして、適切な指導を行っていきたいというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 以前の全協でも報告しましたように、当浜田地区広域行政組合でも訴訟の案件を抱えておりまして、それはもともとは介護保険の施設において虐待がなされたということでありました。その虐待につきましては、退職された方からの通報、家族の方からの通報で分かったんですが、全国的にもそういった施設での虐待があると言うことで、これはあくまで施設の内部での話ではありますが、委員会を開催したり研修を行うようなことを義務付けて、そうすることによって虐待の発生を少しでも抑制しようということによって今回追加された措置というふうに理解しております。

こうすることによって、虐待が保険者が把握することに繋がるかということと必ずしも繋がることではありませんが、これはあくまでも施設内部の措置として行うものでして虐待事案の発見等につきましてはそれ以外の方法も用いてそういうことがあればですね、分かって指導できるようにしていきたいと考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（牛尾昭議長） 日程第 10、議案第 5 号、浜田地区広域行政組合指定地域密

着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてこれを議題といたします。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（牛尾昭議長） 日程第 11、議案第 6 号、平成 29 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）これを議題といたします。質疑はありませんか。
西村議員。

8 番（西村健議員） すみません。間違えました。

議長（牛尾昭議長） 補正予算。一般会計です。ない。間違いですね。はい。ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（牛尾昭議長） 日程第 12、議案第 7 号、平成 29 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）これを議題といたします。質疑はありませんか。

西村議員。

8 番（西村健議員） はい。説明資料の番号で言うと整理番号 10 番、施設介護サービス給付費について伺いたいと思います。補正前が 36 億余りですか。ちょうど 1 億円事業費としては増額の補正になって 37 億 5,600 万円余りの補正になっておりますけどもここ数年を振り返ってみると、ずうっと 35 億円台が続いております。

今回こうして 37 億 5,600 万円ということになりますと約 2 億円あるいは 2 億円

以上前後の増額、近年との比較で言うとそういう状況になります。どうして多額の補正がこの段階になって上がってくるのかこの点について伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） はい。約、補正前と比べますと 1 億ぐらい増えて 37 億 5,000 万円ぐらいとなっておりますが、この要因といたしましては、平成 29 年 4 月 1 日に特別養護老人ホーム「くざの里」が開設されまして、その施設サービスの給付費の増加がちょっと当初予算の時よりも増加傾向がかなり増えておりまして、そこで、こういった増額補正の方を行っております。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） そうしますと、その見込み違いなのか、さっき言いましたように私が調べた限りでは、4 年ぐらい 35 億円台が続いているのですよ。それで、今回、36 億にあげられて、なおかつ、今回、1 億の補正で 37 億でしょ。だからさっき言われたくざの分は、当初予算なりにもう入っていないといけないということになりはしないかというふうに思うんですよ。そうするとそれが見込み間違いだったのか。それとも、他に要因があるのか。そこら辺をお聞きしたい。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） はい。議員今、おっしゃりましたように、当初の見込みが甘かったと、間違いと認識しております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
この際、暫時休憩いたします。再開は、14 時 25 分といたします。

議長（牛尾昭議長） それでは、再開いたします。
日程第 13、議案第 8 号、平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計予算これを議題といたします。あらかじめ発言通告が出ておりますので、順次発言を許可いたします。4 番 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 整理番号 4 番の方でエコクリーンセンターの先ほど一般質問でも触れられていたのですが、分別が変更になるというようなところでごみ減量への取組というようなことでは、30 年度こんなことやりますよというようなことがあるか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） はい。分別変更になりますので当然のようにごみは増えてくるというふうに思いますけれども、両市の方ちょっと伺いましたところ、やっぱり浜田市の方では、雑紙、これのリサイクルをまた、29 年度からやっておりますけれどもその辺を進めていく。それから、今までやっておりましたけれども台所ごみの水切り、これを推進していくとっておりました。

江津市の方では、今回 30 年度から新たにごみ分別表を作りますので、リサイクル一般に言います 3R、その推進、啓発をされるということです。エコクリーンセンターにおきましては、計量棟ですとか、プラットホームでリサイクルできるものの搬入があった場合には、リサイクルしてもらうようお願いを続けていくというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。続いて発言順番 2 番。多田議員。

4 番（多田伸治議員） 私も説明を受けながら忘れていた部分もあるので、確認のために。補正の方で減額もあつたりしたんですけど。結局ホームページってどうなるんです、広域の。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 今年 1 月にコンペ方式によって業者を選定し、3 月に入ってから一般には公開されてませんでしたけれども、仮のサイトをそれを作成して内容を検討していたところですけど本日、やっと一般向けに公開を開始しております。ホームページの作成に当たりましてホームページのデザインのイメージに反故があり、業者とのやり取りに時間を取られた関係上、当初の見込みよりも時間がかかる結果となっております。今後もホームページのコンテンツを充実させるように努めていく予定です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。続いて多田議員。

4 番（多田伸治議員） 整理番号 13 番の嘱託職員。今までもいろいろ話をしとつたんですけど処遇改善、嘱託職員の処遇改善というようなものをどういうふうに認識されているか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 嘱託職員の報酬についてでございますけども、人事院勧告、それによって増額改訂はされております。それによって処遇改善はされているというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） でもこれ前年比で変わっていませんよね。わずかのところが上がってますけど、これがその改善だということなのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） この整理番号 13 番ですね。この部分、人事院勧告によって、月額報酬は上がっているのですけれども当初予算の時と比べまして通勤手当、手当の部分が下がっておりますのでわずかと言われますけど、実際には月額 800 円上がります。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。続いて多田議員。
広域連携推進事業 14 ページ。

4 番（多田伸治議員） ここで人材育成事業でキャリアアップというようなことをされております。ただそのキャリアアップが果たして本当に処遇改善につながっているかというのは、午前中の一般質問のところで少し話をしましたが、事業所の中なので余り良くは分からないというようなことはされたりもしておられます。そういうところをきちんとやっぱり税金を出して仕事をする訳ですから、そのところ、最終的にどうなったのかというような追跡が必要だと思うのですが、30 年度ではそういうことをされていくような認識はありますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 介護人材キャリアアップ事業実施後の追跡については、平成 28 年度においては、介護福祉士国家試験及び介護支援専門員実務研修受講試験いわゆるケアマネージャーですけれどもの合格者の状況を確認し、2 月に開催された全協の方で報告したところです。

平成 29 年度分については、これについて現段階では対象者数等が確定しておりませんので、来年度以降を含めまして検証して参りたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 私が言うとするのは、その資格が取れたかどうかという部分だけではなくて、そのことが本当に処遇改善につながっているか、端的に言えば給料が上がっているか、というようなことをちゃんと把握しないとこれの効果というのは、本当のところは分かりませんよね。そこを 29 年度でやったこと、30 年度でやることとしてやることとして確認をしていかないと、後々決算をやったりなんだったりとかいうところで具体的な話にならないのではないかなと思うのですが、その辺をお聞きしておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 処遇改善に重なったかというところなんですけれども、私、知り合いがおりましたのでちょっと聞いてみました。介護職員初任者研修、これと無資格の方、資格を持っていない方、比べた時には、そう変わりはないとのことなんですけれども、介護福祉士、これを取られると例えば正規が 2 から 3 に上がるとかそういうふうに基本、給料が上がってくるというふうに聞いています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 結果として、それは大変喜ばしいことではあるんですが、個人的に聞かれたとか、ここのケースはこうだったとかいう話ではなくて、やはり事業全体として把握する必要があるというふうに認識して取り組む必要があるのではないかなと思うのですが、そういうことは組合としてはどうしてもできないことなんでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 職員の協力を得てその辺も含めて行って参りたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

4 番（多田伸治議員） 同じく広域連携の中で、紙すきの和紙のというような話、以前の質疑のどこかで決算でしたかね、紙も物によって品質にバラツキがある、そのあと、ちょっとチェックしますというような話もありました。そういう品質向上というものも折角やるからにはなければいけないと思うのですが、その辺が実際品質が上がっているのか、これからどういうふうになっていくのか分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 昨年の 8 月の定例会、多田議員から言われまして品

質のバラツキ、その辺、言われましたので 9 月になりましてから、桜江町の勝地半紙、それから三隅町の和紙会館と、現代の名工に選ばれました川平さんに聞取りを行いました。品質のバラツキについては、工房によって同じ品質に統一することは難しい。けどもそれがそれぞれの工房の特徴であり個性であるとのいうふうな意見でありました。品質のバラツキで言いますと広域連携推進事業で和紙の購入補助をやっておりますけれども、神楽社中向けの和紙、この和紙と今言う石州半紙でありますとか勝地半紙、あれでは製法に差があるそうです。社中の要望によりまして厚手の半紙を欲しがるとか、薄手の半紙又は石州半紙ではなく、白い紙を欲しがるとかというのがありまして当然その辺でその分の和紙は違ってくるというふうに聞きました。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） その辺の最終的にはどの紙でも品質は上がっていかなくてはいけないというようなことがあると思います。まあ、これそんなに多くの予算を割かれているわけではないのですが、そういうことは、何か指導したり援助したりということとはできるものなのですかね。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 私どもが指導というのはとってもしゃないできませんけども今、技術者会の方からは、和紙の購入補助以外に自分たちで使える、例えばホームページを更新するであるとか、外国語の標記の説明であるとかそういうものやってみたいという提案がありますので、30 年度の予算にはなっていませんけれども先ほどもありましたように両市の関係といろいろ相談しながらその辺の増額とかしながら事業者の努力で上げていただきたいというふうには思っています。

議長（牛尾昭議長） 続いて、多田議員。

4 番（多田伸治議員） 整理番号の 17 番 低所得者保険料軽減というようところで、さっきも少し伺ったりしたんですが、軽減の対象者とその傾向ですね。増えとる減っているというようところ、改めて伺います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。もとい。介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 低所得者保険料軽減につきましては、所得段階が第 1 段階に属する方を対象としております。対象者数につきましては 4,828 人で、平成 29 年度の 5,210 人から 382 人減少すると見込んでおります。

軽減により保険料率が 0.5 から 0.45 に下がることで、一人当たりの年間保険料額は、41,880 円から 37,692 円となり、4,188 円の軽減をするものです。低所得者

の生活にかかる負担をこれによって減らす効果があるものと考えております。

また、軽減適用後の保険料につきましては、負担が困難との相談がありました場合には、個別に分割納付や減免の案内の方を行いまして、状況によっては、市の生活保護担当などに相談を行っております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。続いて多田議員。

4 番（多田伸治議員） 整理番号 24 番もう一回囑託職員の話が出てきます。こちらは、先ほどのよりは上がっているようなのですが、これもさっきの交通費が云々というような話なんでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） はい。そのとおりです。人事院勧告によって上がっております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。あらかじめ発言通告をされた議員の質疑は全て終了しました。この件につきまして、発言をされていない議員の発言を許可いたします。ただし、お一人質疑は 1 項目とし、質疑は 3 回までとします。議席の順番でお願いします。ございますか。はい。西川議員。

2 番（西川真午議員） 通告なしで大変失礼します。もし、分かればご答弁をお願いします。説明資料の 4 ページ、歳入の整理番号 12 番、雑入のところですが、来年度から廃プラスチックの受け入れが始まります。それで、燃焼によって廃プラスチックの含まれるので熱量が上がりまして、先ほどの事務局長の答弁にありましたサーマルリサイクルの量が上がると思うのですが、この下から 3 番目の発電収入、これがサーマルリサイクルが上がった分が見込んでないような感じなのですが、この件について、分かれば教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 29 年度の当初予算に比べたら 100 万円ほど上がっていると思いますけども、今、浜田市も江津市も事業所のごみの適正化ということで指導をやっておられます。その部分、かなり今、焼却、搬入ごみですね。搬入ごみは減ってきています。いくらか廃プラの方は増えますけれども、それ以上のごみの減量がされていますので、その辺で多く見積もっていないというところですよ。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。田中議員。

3 番（田中利徳議員） 失礼します。14 番広域連携事業のところ、人材育成に絡

めてちょっと質問させてください。今ですね、外国人の労働者が非常に江津市でも目立つようになってきました。それである経営者に聞きますと、彼らがいないと経営にならないそうです。もう、残業とかなんとかですね。そういうことでまず一つ目ですが、この圏域で外国人労働者の数が分りましたら教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 申し訳ございません。その辺は分かりません。

議長（牛尾昭議長） はい。田中議員。

3 番（田中利徳議員） はい。約 700 人ぐらいおるんじゃないかと思いますが、それでですね今、江津市の方では日本語教室をやっています。それでそれに企業から何人お願いしますと再々あるけれど、今、受付ができない状況だそうです。人数が多くてですね。そういうふうなことのソフト事業が一つ考えられるかなと思いますし、先週の日曜日ですが私の地元のコミュニティーで交流会をしました。ベトナムの女性 21 歳から 26 歳までおりましたけれども、5 名と一緒にベトナム料理を作ってお互いに昼食を食べたんですが、そんな中で彼女らは 3 年経って今度帰ります、6 月には。そういうことでがま口をひとつづつお土産にあげたりしてですね。3 年間で相当の日本語を喋ります。そういうふうなことで、日本語教室に対する支援あるいは外国人同士あるいは市民と外国人の交流事業とかですね、そういうものを組まれる気持ちがありますでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 今のところは、考えておりませんでした。浜田市の方は、県立大学とタイアップしてそういうことを交流事業をやっているようでございますけれども、意見として伺って今後、検討したいと思います。

議長（牛尾昭議長） はい。よろしいですか。ほかに。どうぞ。藤間さん。

6 番（藤間義明議員） はい。整理番号 14、広域連携推進事業、圏域振興事業、石州瓦振興事業についてなんですが、この PR 活動の内容についてお聞きします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） 石州瓦の支援ですけれども、額はわずかなんですが、石州瓦の組合といろいろと協議をしたなかで、いろいろ石州瓦組合が組合自体、それから参加されている組合の事業所、そういうところがいろんな所へ出店をされますけれども、そういうときの参加記念品であるとか、そういう抽選の景品であると

か、そういうものに地場産センターに置いてあります石見焼であるとか石州和紙であるとかそういうものを使ってPRも含めてやっていただこうということで、まだ、しっかり検証されて報告等は来ておりませんが、そういうふうに使われたというふうには伺っております。

議長（牛尾昭議長） はい。藤間議員。

6番（藤間義明議員） はい。PR活動ということで、今、粘土瓦が地震に弱いというような風評被害がですね、全国的に広まっている。これ大変すごく全国的ですから、すごい広まりなんですけれども、その対策として正しい施工法等のPR活動をしていくことが石州瓦の振興には本当に必要なことではないかと思ひまして、意見として申し添えておきたいと思ひます。以上です。

議長（牛尾昭議長） ありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。
島田議員。

10番（島田修二議員） はい。すいません。一言。先ほどから一般質問等を聞いていく中で、結局、介護の事業も将来的にどんどん厳しくなっていくという答えがあったと思ひます。

これ圧迫させないためには、結局、介護予防の方に今後、力を入れていくというのがいいのではないかと答えもあったと思ひます。健康づくりですね。この一般会計の方で健康、介護をされない元気な街づくりという形で考えていくと、この一般会計の中で言うとこの整理番号14番の広域連携推進事業、ここでどうにかやっていかなければいけないのではないかとと思ひます。以前は、「3B体操」とか「まめなくん体操」とか、そういった形で細々とやとられたのですが、この予算の中では、江津市、浜田広域では、なかなか難しいということを考えて今年度は無理にして、考え方です。来年度ぐらいで予算も増額して、元気な体づくりという形で何らかの介護に頼らない政策を今後、考えていく必要があると思ひますのでその辺の考え方、これを最後聞いておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（小川総務課長） はい。検討して参りたいと思ひます。今言われますように今年度予算かなり減らしておりますので、来年度以降、31年度以降は、1千万円ぐらいは使えると思ひまして、いろいろと意見をいただきながら、藤間議員の方からもいろいろ言われましたし、そういうことを含めて、検討して参りたいと思ひます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第9号、平成30年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計予算これを議題といたします。あらかじめ発言通告が出ておりますので、順次発言を許可いたします。なお、一般質問等々で質問のダブる方は、取り下げを承っておりますのでお申し出ください。通告番号4番の西村議員さんのこれ取り下げ出ていますので取り下げということで認定いたします。ほかに取り下げはございませんでしょうか。はい。発言順1、2、3を取り下げということで、ありがとうございます。そう致しますと発言順5番 多田議員。

4番（多田伸治議員） 再質のまた、嘱託職員の話なんです、これは先ほど一番最初に管理者から一人増えたような話があったような。それで増ということなんでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） はい。この増額になりました理由につきましては、平成29年度の当初予算の方では派遣職員が10名と嘱託職員5名を雇用する予定としておりましたが、5名分の嘱託職員の報酬を見込んで予算化しておりました。しかし、実際には、派遣職員9名と嘱託職員6名になったために12月補正で嘱託職員報酬を6人分に増額補正をしたところです。30年度につきましては、平成29年度の補正後と同じ体制となったことなので平成29年度当初予算と比べると嘱託職員報酬が増となっております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4番（多田伸治議員） 当然これもさっきの人事院勧告に従ってというような処遇改善もわずかながらとはいえ行われているという認識でよろしいですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） はい。そのとおりです。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて西村議員。

8 番（西村健議員） 整理番号 7 番の事務所移転費 910 万 1,000 千円。これは、今年度の予算も足しますと 1,600 万円程度の結構多額な事業になりますけれども、こうまでして移転をしたほうがいいというその必要性について、語っていただきたい。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） はい。現在、浜田地区広域行政組合介護保険課の事務所につきましては、総合福祉センター内に事務所を置いておりまして、浜田市社会福祉協議会と隣接をしている状況でございます。

この度、移転することになりました大きな理由としては、浜田市社会福祉協議会が業務拡大による人員増などで事務所スペースが手狭になったことや介護保険課が行う事業の増加に伴い人員が増えて、現在の事務所では手狭となったところが挙げられます。

そのような時期に浜田市において旧浜田警察署を取得され分庁舎として利用されることとなりましたところ、当組合に対して移転の提案があったために、利用者の利便性の方も含めて移転することにしたものです。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて多田議員。

4 番（多田伸治議員） 整理番号 14 番ですね。居宅介護サービス給付費が大分前年比で上がっているようなのですが、その理由を教えてください。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） はい。居宅介護サービス給付費は平成 26 年度、平成 27 年度においては、約 40 億円を超えて推移をしておりましたが、平成 28 年度におきましては、居宅介護サービスのそのうちの通所介護事業所で定員が 18 人未満の小規模通所介護が地域密着型通所介護の移行したことによりまして 38 億円と減少しております。

平成 29 年度当初予算においては、約 33 億 8,000 万円としておりました。ところが、平成 29 年度の実績見込みでは横ばいの 38 億円となったため、30 年度においては、増額して約 37 億 5,000 万円としております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて西村議員。

8 番（西村健議員） 同じ整理番号 14 番なんですけど、居宅介護サービス給付費なんですけど、今、おっしゃったことをお尋ねしようと思っていたのですが、逆に言いますと 29 年度今年度は 33 億 8,000 万円程度の予算になっているんですけど、これは、補正がかかってますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 29 年度においては、3 月補正はかけておりません。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） そうしますと 33 億 8,000 万円予算現額ということでもいいんですね。さっきの答弁だとすごく上がるのでは、ないですか。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） そうですね。平成 29 年度の予算では、議員おっしゃったようにしておりましたけど、実績の見込みでは 29 年度とほぼ同じ 38 億程度なっているために、予算の方につきましては増額して 37 億約 5,000 万円とすることにしました。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） いや、ちょっと私、イレギュラーな聞き方かもしれませんが、30 年、もちろん当初予算についてお尋ねしようと思っていたんですが、先ほど 29 年度との比較でおっしゃった数字が 33 億 8,000 万ですよ、約。29 年度の予算現額は。だけど、そうではなくて、着地は 37 億から 8 億くらいになりそうだというふうにおっしゃったように聞こえたので、それだったらなぜ補正がかからないのかなと思ったんです。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 平成 29 年度の補正につきましては、介護予防のところと施設整備のところ約 1 億 2,000 万円という給付費については、増額補正をしておりますけども、一番伸びが多かったところということで、取り敢えずという言い方は大変失礼ですけど、ここの居宅介護サービス給付費については、補正をかけておりませんでした。

議長（牛尾昭議長） 3 回終わりましたので。続いて多田議員。順番が違うようですので、西村議員から行きましょうか。10 番。多田議員はそのあとにもっていきます。西村議員。57 ページ。

8 番（西村健議員） さっき答弁で少しは話が出たので、いいようなものなのですが、16 番の地域密着型サービス給付費、約 19 億円弱の予算について、これ居宅介護サービス給付費と関連があるんですよね。一部がこっちに流れたんですかね。もう一回説明してください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 地域密着型介護サービス給付費につきましては平成 26 年度では約 14 億 2,000 万円、平成 27 年度につきましては約 15 億 1,000 万円、平成 28 年度には約 17 億 6,000 万円と毎年増加をしているところでございます。

平成 28 年度には、先ほど申しました、もともと居宅介護サービスの中の通所介護で小規模の登録定員 18 人以下の通所介護が、地域密着型通所サービスとして地域密着型サービスの方に移行したことにより大幅な伸びとなっております。

そのため、平成 29 年度当初予算では 22 億 1,000 万円の予算としておりましたが、平成 29 年度に本来なら開設する予定でありましたグループホーム 1 事業所が辞退という形で開設できなかったことなどによりまして、予定ほど給付費が増加しておりません。そのため、平成 30 年度は平成 29 年度の実績見込みを踏まえまして、約 19 億円としているところでございます。

議長（牛尾昭議長） 続いて西村議員。いいですか。取り下げですね。そうしますと、発言順 9 番 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 介護予防サービス給付費これが前年比で随分上がっているのですが、その理由というのはどんなものなんでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 平成 29 年度当初予算額は、介護予防・日常生活支援総合事業を開始することに伴いまして、介護予防サービス給付費に含まれます介護予防訪問介護と介護予防通所介護の給付費分が大きく減少するものと見込んでおりました約 2 億 3,600 万円としておりました。

しかしながら、実際のところは介護予防訪問介護と介護予防通所介護分の給付費が減少した一方で、介護予防訪問看護などの給付費が増加する傾向となっております。

よって、平成 30 年度予算におきましては、若干の伸びを考慮しまして、約 2 億 5,800 万円の予算の方を計上しております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 見立てと違ったというようなところで、質疑としては決算すべき話なのかもしれませんが、今出ましたので、なぜそのような動きになったのかは、分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） はい。実際、訪問看護等が伸びたところもございますけれど、総合事業を 29 年度からスタートしたところで、実際にはこの予防の訪問と通所の方が思ったほど総合事業に流れてこなかったというふうなところも起因しております、このような状況になったと考えております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） その辺は総合事業とちゃんと棲み分けができていないんです。どういうふうにすれば一番バランスの取れたことになるのかというところも含めて今後どう取り組んでいかれるか伺えますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） こういった総合事業への移行という部分は、申請に来られた時が入り口ということになりますので、両市の窓口の方でそういう対応を取っていただいておりますが、できるだけ総合事業で対象者という部分を積極的にそういった処へケアマネさん等がやっていただく部分となりますけれども、積極的な働きかけをしていただくように両市の方にもお願いするというふうに思っています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて多田議員。

4 番（多田伸治議員） 同じページの介護予防福祉用具購入費。これ、前年比半額となっておりますが、これ、実績からというようなことではないかとは思いますが、なんでこうなるのか。お聞かせください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 平成 27 年度及び平成 28 年度実績並びに平成 29 年度実績見込みにおきまして、約 350 万円から約 300 万円の実績で推移しております。よって、平成 30 年度においては、過去の実績に基づいた予算額としておりまして 330 万円を計上したところですが、なかなかこの福祉用具とか例えば福祉用具のレンタルとか住宅改修とか言ったところが、減少傾向とか増加傾向にあるなど予測しても突如翌年度は、また、その逆を行くといったようななかなか実際正直なところ、予測がしにくい部分もございまして、この度は、26 年度から 29 年度までの 4 年間の実績見込みを踏まえまして 330 万円というふうにさせていただきました。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて西村議員。

4 番（西村健議員） 整理番号 33 番の高額介護サービス費 2 億 2,940 万円について、お尋ねします。これもちょっと 3 年ほど調べましたけれど 26 年度から 28 年度は 2 億 1,000 万円台が 3 年連続して続いておりますが、なぜか 29 年度に 3 億 3,500 万円余りになって、また今回 30 年度は 2 億 2,940 万円になっていうことで落ちていると。この辺がね、良く分からないのでなぜこういう流れになるのかということと併せて、この説明に書いてある利用者負担額が著しく高額となった場合の負担軽減を図るための保険給付だというふうに書いてあるのですが、ちょっと一例だけで結構ですので、こういった事例の時にこれが適用されるのだということ併せて教えていただくと嬉しい。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 高額介護サービス費につきましては、原則 5 段階ございまして、一番高いところが対象となる方が現役並みの所得に相当する方が世帯にいる世帯の方ということで上限額が 44,400 円、要するに 44,000 円を超えた部分についてはお返し、この高額介護サービス費でお支払いしますけれども、その次のランクといいますか、の方が世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方ということで、その方が 37,200 円が上限額となっています。この部分のところの方が平成 29 年の 8 月から上限が最初に言いました現役世帯並みに相当するところの方と同じ上限額 44,400 円が設定されています。今度は、低所得者層という部分の方についてなんですけれども、世帯全員が市町村民税を課税されていないという方のところが 24,600 円。その中でも前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80 万円以下の方ということで 24,600 円と個人の場合で言うと 15,000 円と、あと生活保護を受給している方についても、15,000 円を超えた部分については、お返ししますという制度になっております。

ここで減少傾向になった傾向としましては、先ほど申しました高額介護サービス費の上限負担額が 29 年の 8 月から開始されて 37,200 円だった方が、44,400 円に上がったところでその差分が支給されないところでこういった減少傾向が出てきたというふうに考えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。西村議員。

4 番（西村健議員） 良く分かりました。一点確認しますが、29 年度の 3 億 3,500 万円というのは、ほぼ着地とみていいのですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） はい。そう思っていて結構です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて多田議員。

4 番（多田伸治議員） 整理番号で 42 番、ページで 71 ページですね。介護予防生活支援サービス事業委託費、これが前年比で大分減っております。実績ではあるとは思いますが、介護、要介護状態になることを予防する事業という意味ではこんなに減って大丈夫なのかなというようなことがあります。まあ、実績からというようなことではあるとは思いますが 2018 年度でこの事業、拡大とか向上こういうことが良くなりますよというようなことがあるのかどうかその辺を伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） この介護予防・生活支援サービス委託費につきましては、第 1 号被保険者を対象としておりまして要介護状態になることを予防することを目的とする事業でございます。

現在は、浜田市、江津市へ委託して行っておりますけれども平成 30 年度におきましては、特に 65 最上の全ての方を対象とする一般介護予防事業として手軽に行える体操教室の普及や、サロンなどの通いの場を増やすなどの取組を拡大していく予定としております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 本当に体操、うちの母親なんかも行っておりますけれども、地域で 20～30 人集まって集会所で体操したりというようなこともやっております。まあ、この事業なのか別の事業なのかということもありますけれども、そういうのは非常に重要だし一生懸命取り組まなければいけないというのがなぜ前年比で減になってしまうのか。もっともっと両市頑張ってやって取り組んでもらうというようなことが必要な取組だと思うのですが、その辺の認識を伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 予算計上で見ますと予算減になっておりますけれども、このところで減になった理由は今すぐにはちょっと思い出しませんけれども、こういった介護予防という部分につきましては、今後も引き続き両市との連携を図って充実させていくよう努力をしていきたいと思っております。

すみません。今思い出しました。浜田市の方で介護保険事業以外のところで、総合事業以外のところでペアーレ浜田と温水プールとアクア三隅というところで通所的な予防事業を行っていただいていたところなのですが、残念ながら利用者が少ないというようなところで廃止をされまして、その分が減額になってる状況でございます。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 参加者が少なくて廃止になるというようなことは、直接は両市の責任というところはあるのかもしれませんが、それがないように予防に取り組むというのが必要だし、今までの一般質問のところでも県平均から言えば認定が 4 パーセント高いというような状況もある。それで、これで本当に例えば県平均よりも下げていくんだというような方向に向くものなのか。その点もう一度伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） この介護予防事業に取り組むというところは、普及啓発等も大事だと思います。それから、実際には本人自身がそういった体を衰弱とか病弱にならないように自分から心がけていくことが一番大事だと思いますけれども、議員おっしゃいますようにこういった今までやっていたような事業を廃止だとかいったようなのは、介護予防を進める観点からは逆行しているというふうにどうしても取られますが、今後、両市ともこういった部分協議しまして、新たな例えば介護予防に資する事業というものが展開していけるかどうかといったようなところの協議は進めて参りたいと思いますので、ご理解いただければなと思います。

議長（牛尾昭議長） 続いて、あ。事務局長。

事務局長（宇津光事務局長） はい。私も先ほどらい介護予防が重要だと言っておきながら、ここの事業については、減額になっているのは両市との協議の末、定めたものではありますけれども非常に残念と思っております。

新年度が始まってからでもですね、より効果的な事業が行えることになれば、予算面での措置も含めて実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（牛尾昭議長） 続いて西村議員。

8 番（西村健議員） ちょっと確認も含めて、お尋ねしたいんですが、昨年浜田市ではそれまで行っていた公民館で行うミニデイサービスが形は変わって継続するのだけれど形が変わるという中で辞められる。サービスを受給するのをやめられる方が出るのではない、というふうな懸念をしておりましたけれども、私は正確にそういう人がどの程度出たのかまでは、把握はしておりませんがやめられた方が何人かいらっしゃるということは私も把握しておりますけれども、そういったことがこの数字に反映されているだろうというふうに思いますけれども、そのことについて確認をしておきたいのと、この 42 番の介護予防生活支援サービス事業委託費、ちょっと江津市のことを言われても私は分からないので、浜田市でやっている事業でこういうのがあるということを 2、3 事例として紹介をしていただけたら

と思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 浜田市におかれましての介護予防・生活支援サービス事業委託費ですよね。これにつきましてはですね、浜田市におきましては、介護予防の把握事業としまして支援の必要となる高齢者を把握し必要な支援につなげる事業内容というようなところとですね、介護予防の普及啓発事業として講演会や介護予防教室を開催して介護予防、認知症予防についての知識や具体的取組方法の普及啓発を図っております。また、地域介護予防活動支援事業としまして介護予防に資するボランティア等の育成活動支援、高齢者サロンや地域の自主グループ等の自主的な介護予防活動への支援、協力を行っております。

もう一点ございまして、地域リハビリテーション活動支援事業としまして、地域における介護予防の取組を強化するためにリハビリテーションの専門職の関与を促進して地域支援センターと連携しながら総合的な支援をするといったような事業展開の方をしております。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） 社協に委託している公民館でやっている「ふくっぴいサロン」か。あれはこの事業に入りますか、それともほかの事業ですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） すみません。今の一般介護予防のところにはこの資料の中には社協さん委託している部分はありませんけれども、包括的支援事業の中の生活支援体制整備事業というところで実際のふくっぴいサロンの中には、社協さんをお願いしているところの生活支援コーディネーターさんがそういった会場に行かれてですね活動されています。それが、この先ほど議員がおっしゃったところの事業内容には、資料の方では該当していないので、すみません、説明資料の 24 ページのところを見ていただければと思いますけれども、そこに整理番号 47 番の包括的支援事業委託費にふくっぴいサロンのところは含まれておるといふふうに思います。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて多田議員。

4 番（多田伸治議員） 整理番号 43 番第 1 号訪問事業、これ対象となり得る被保険者の人数と実際に訪問が実施されている人数がどんなもんなのか。現場当たっていいのですが、そうであるのかそうでないか。その辺も含めてお聞かせください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 第 1 号訪問事業につきましては、総合事業が始まる前は介護予防訪問介護としてサービスを提供していたものですが、基本的には要介護認定を受けていただきましてその中で要支援認定を受けた方が対象として訪問介護が必要になった方にサービスの提供を行っております。

また、要支援認定を受けなくても、相談窓口で基本チェックリストを実施しまして、事業対象者と判定された場合には、利用することが可能となっております。

平成 30 年 2 月末時点での要支援認定者数は 1,563 人おられまして、平成 30 年 3 月時点での事業対象者数は約 300 人となっております。その中で第 1 号訪問事業の利用者数はだいたい 1 月につき約 300 人程度の推移で利用されております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

4 番（多田伸治議員） それでは、基本皆さん受けられているというようなことではないかと、対象となり得る方が 300 人実施されているというような話ではないかと思われるが、さっきの 1,563 人というのが良く分からなかったです。その辺をちょっともう一度お願いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） はい。この総合事業の例えば訪問介護につきましては、認定を受けておられる方も利用することができます。ですから、事業対象者については、この訪問通所、訪問介護しか利用できませんけど、要支援 1、2 の認定を受けておられる方もこのサービスの方はご利用できますので、ですから認定を受けておられる方が 1,563 人。それと事業対象者だけという肩書の方が 300 人で約、約といいますか、1,863 人おられましてそのうちの 300 人の方が利用されているとだけだと思います。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

4 番（多田伸治議員） 1,800 人が言うたら対象になり得るところで 300 人しか受けていない。6 人に 1 人というようなことなので、希望もあるのでしょうか。これ、もっとたくさんの方が受けたいとかいうような、実際予防が目的ですからなるべくたくさんの方に受けてもらえるような、予防が目的なのですからなるべくたくさんの方に受けたいとお願いしたいというようなことのはずなんです。

若干、前年より予算も増えてはいるのですが、そういうことに、じゃあ 1,800 人が全員受けますとというようなことが、そこまでの話ではないとしても、一定、数を増やしていかなきゃいけないところがあると思うのですが、それは対応できるものなのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 一定以上の数を増やしていきたいというふうには思っていますが、先ほどもちょっと触れましたが、これも新規の窓口での受付とか、更新をされるときにやはりこういった総合事業への移行の方へ窓口で受付をされるケアマネさん等にですね、そちらのほうへ移行していただくようお願いの方はしておるところなんですけれども、どうしても、お守りという言い方はおかしいのですけれども、やはり認定をついているのと、事業対象者だけでは、心に不安があるといいますか、そういった方でなかなか特に更新申請をされる方については、認定という肩書が欲しいということで認定をされる部分があります。そういったところを今後、時間はかかるかもしれませんが少しずつでも総合事業の方へ移行をしていただくような働きかけというのは、両市にもお願いしまして進めていきたいというふうに思います。

議長（牛尾昭議長） 続いて、西村議員。

8 番（西村健議員） 取り下げます。

議長（牛尾昭議長） はい。ありがとうございます。じゃ、最後の質問ですね。多田議員。

4 番（多田伸治議員） 整理番号 47 番、包括的支援事業、任意事業費委託費というところで、大分予算が増えているのですが、これで、新しいことができるというようなことがありますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 平成 30 年度におきましては、地域包括支援センターで行います新包括的支援事業といわれます認知症施策・在宅医療介護連携・地域ケア会議・生活支援事業など、平成 30 年度から本格的に実施することとしております。

具体的には、在宅医療介護連携事業では、在宅医療・介護連携支援センターを両市において設置しまして、専門職に向けた多職種参加による事例検討会や研修会を行い、地域住民へは普及啓発等を行う活動をするというふうに予定としております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。多田議員。

4 番（多田伸治議員） 先ほどらい、いろんな事業があつて予防でも総合事業とかというようなこともあつたり、その辺のまあなんというか切り替えが上手くいっていないというようなところで利用者がどうの、という話があつたりしたんですが、

これは、この辺は上手いことできるのですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（渡邊介護保険課長） 浜田市におきましては、地域包括支援センターにこの在宅介護医療連携支援センターというものを設置しまして、そこに看護師、ケアマネ資格を持った専門職を配置しまして専門職向けの多職種参加による事例検討会や先ほど言いました市民向けには講演会の開催等をするようなこととか、江津市におかれましては、済生会病院の方に在宅医療・介護連携支援センターの方を委託して設置し、専門職からの相談を受ける等の専門職を配置しまして、先ほど申しましたような事業を展開していこうというふうになっております。

議長（牛尾昭議長） あらかじめ発言通告をされた議員の質疑は全て終了いたしました。この件につきまして、発言をされていない議員の発言を許可いたします。ただし、お一人質疑は 1 項目とし、質疑は 3 回までとします。議席の順番でお願いいたします。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

議長（牛尾昭議長） これより本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（牛尾昭議長） 起立多数です。
よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（牛尾昭議長） これにて本議会に付議されました案件の審議が全て終了いたしました。
この際、管理者より発言の申し出がありましたので、許可いたします。
管理者。

管理者（久保田管理者） 第 83 回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんには、年度末の大変お忙しい中をご参集賜り、更には、提案いたしました諸議案につきまして、慎重にご審議の上、可決を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきまして、一般質問、また議案質疑などにより、議員の皆さんからいただきましたご意見、ご要望等を十分念頭に入れまして、今後も浜田市及び江津市との連携を密にしながら、更に効率のある広域行政の推進、予算執行に努めてまいりますので、引き続き、ご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、年度替りの忙しい時期を迎えますが、どうか議員の皆さんにおかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますよう祈念いたしまして、お礼のご挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上をもちまして、第 83 回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後 3 時 27 分 散会）

出席議員（10名）

1番	三浦大紀	議員	2番	西川真午	議員
3番	田中利徳	議員	4番	多田伸治	議員
5番	小川稔宏	議員	6番	藤間義明	議員
7番	上野茂	議員	8番	西村健	議員
9番	牛尾昭	議員	10番	島田修二	議員

説明のため出席したもの

管理者	久保田章市	副管理者	山下修
副管理者	近重哲夫	事務局長	宇津光
総務課長	小川肇	介護保険課長	渡邊哲也
会計管理者	杉本治幸		

職務のため出席したもの

総務係長	久保田郁人	主任主事	佐々木智恵
主任主事	佐々木栄爾		

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員